

第七十二回 参議院 内閣委員会 會議録 第十九号

昭和四十九年五月十六日(木曜日)
午前十時三十五分開会

委員の異動

五月十四日

戸叶 武君
上田 哲君

補欠選任
杉山善太郎君
沢田 政治君

五月十五日

高橋雄之助君
橋 直治君
杉山善太郎君
沢田 政治君

補欠選任
今 春曉君
源田 実君
戸叶 武君
上田 哲君

五月十六日

今 春曉君
竹田 現昭君
中村 波男君

補欠選任
片山 正英君
鈴木 強君
藤田 進君

出席者は左のとおり。

委員長 寺本 広作君

理事 岩動 道行君
岡本 悟君
鈴木 力君

委員 上原 正吉君
片山 正英君
楠 正俊君
長屋 茂君
星野 重次君
戸叶 武君
中村 波男君
宮崎 正義君

衆議院議員

大蔵委員長代理 村山 達雄君
大蔵大臣 福田 越夫君
運輸大臣 徳永 正利君

政府委員
総理府恩給局長 菅野 弘夫君
大蔵省主計局次 辻 敬一君
運輸省鉄道監督 住田 正二君
局有鉄道部長

事務局側
常任委員会専門 相原 桂次君

事務局長 長 敬一君

本日(の)會議に付した案件

○昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(寺本広作君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨十五日、高橋雄之助君、橋直治君が委員を辞任され、その補欠として今春曉君、源田実君が選任されました。

また本日、今春曉君が委員を辞任され、その補欠として片山正英君が選任されました。

○委員長(寺本広作君) 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案、以上両案を一括議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。福田大蔵大臣。

○国務大臣(福田越夫君) ただいま議題となりました昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法等の規定により支給されている退職年金等につきまして、このたび別途本国会に提出されております恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置にならうと年金額を引き上げるとともに、長期給付の算定の基礎となる俸給の算定方法の改善、退職年金等のうち低額なものの年金額の引き上げ、遺族年金の扶養加算制度の創設、短期給付の任意継続制度の創設等、所要の改善措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法に基づく年金並びに現行の国家公務員共済組合法に基づく退職年金等のうち昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきまして、恩給における措置にならう、年金額の算定の基礎となる俸給を二・三・八%を限度として増額することにより、昭和四十九年十月分以後、年金額を引き上げることとしております。

第二に、長期給付の算定の基礎となる俸給につきましては、従来退職時前三年間の掛け金の標準となった俸給の平均によることとしておりました。

が、他制度との均衡等を考慮して、退職時前一年間の掛け金の標準となった俸給の平均によることとしておりました。

第三に、退職年金等の年金額の算定につきまして、厚生年金保険の年金受給者との均衡等を考慮し、現行の算定方式により算定した額が、通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式により算定した額に満たないときは、その額によることとして、低額の年金額の引き上げをはかることとしておりました。

なお、恩給における措置にならう、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等につきまして、六十五歳以上の高齢者の退職年金が三十二万六千六百円に満たないときは、その額をもって当該年金額とする等、低額の年金額の引き上げをはかることとしておりました。

第四に、遺族年金につきましては、遺族の生活実態、他の社会保険との均衡等を考慮いたしまして、子供の妻または遺児に支給する年金について、新たに遺族たる子供の数に応じて扶養加算を行なうことにより遺族年金の改善をはかることとしておりました。

第五に、短期給付につきまして、組合員が退職した場合におけるその退職の前後における医療給付等の激変を避けるため、退職後も引き続き短期給付が受けられるよう、新たに任意継続組合員の制度を設けることとしておりました。

第六に、恩給における措置にならう、恩給公務員期間等を有する七十歳以上の高齢者等に支給する年金の額につきまして、その年金の基礎となる恩給公務員期間等の期間が退職年金を受け最短期間年金を越えるときは、その越える年数一年につきその年金の額の算定の基礎となる俸給年額の三分の一に相当する額を割り増して支給する等の措置を講ずることとしておりました。

以上、この法律案の概要について御説明申し上げます。

○委員長(寺本広作君) 以上で本日の委員会を終了いたします。

○委員長(寺本広作君) 以上で本日の委員会を終了いたします。

○委員長(寺本広作君) 以上で本日の委員会を終了いたします。

第七に、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額につきまして、現行の二十二万五千円を、公務員給与の改定状況を勘案し、二十四万五千円に引き上げることとしております。

このほか、公庫等職員期間を組合員期間に通算する場合の条件を緩和するとともに、恩給における措置にない、外国政府職員等の期間を組合員期間に通算する場合の通算条件を緩和すること、公務による廃疾年金及び公務傷病にかかる死亡者の遺族年金について最低保障額を引き上げること等、所要の措置を講ずることとしていたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

○委員長(寺本広作君) 徳永運輸大臣。

○国務大臣(徳永正利君) ただいま議題となりました昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体の共済組合が支給しております退職年金等につきまして、このたび別途本国会に提案されております恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げることとするほか、国家公務員共済組合制度等の改正と同様に遺族年金の扶養加算制度及び短期給付の任意継続制度の創設等の措置を講ずるため、所要の改正を行なうとするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

恩給法の改正に伴う措置をいたしましては、第一に、公共企業体の共済組合が支給しております退職年金等のうち、昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきまして、年

金額の算定の基礎となった俸給を二三・八%を限度として増額し、昭和四十九年十月分(通算退職年金)につきましては、十一月分)から年金額の引き上げをはかることとしていたしております。

第二に、高齢者及び妻子等を優遇するため、最短期間年金を越える旧国家公務員共済組合法による組合員期間等を有する七十歳以上の者が受ける退職年金等またはこの者にかかる遺族年金のうち七十歳以上の者、妻、子もしくは孫が受けるものにつきましては、その年金額を、右に申し述べましたところにより引き上げるとともに、さらに最短期間年金を越える期間に応じて割り増しをし、昭和四十九年十月分から支給することとしていたしております。

第三に、旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等の最低保障額を引き上げるとともに、公共企業体職員等共済組合法に基づく退職年金等につきましても、新たに同様の最低保障制度を設けることとしていたしております。

このほか、外国政府職員または外国特殊法人職員としての在職期間を組合員期間に通算する条件を緩和すること等の措置を講ずることとしていたしております。

また、国家公務員共済組合制度等の改正と同様の措置をいたしましては、

第一に、遺族年金を受ける者に扶養遺族がいる場合には、扶養遺族の数に応じて加算し、遺族年金の額を引き上げることとしていたしております。

第二に、組合員が退職した場合におけるその退職の前後による医療給付等の激変を避けるため、退職後も一年間に限り引き続いて短期給付を受け、また福祉事業を利用することができることとしていたしております。

このほか、公共企業体等の要請に応じて公団等に転出した復帰希望職員の公団等職員としての在職期間を組合員期間に通算する条件を緩和すること等の措置を講ずることとしていたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いた下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(寺本広作君) 引き続き、本案の衆議院における修正部分について説明を聴取いたします。衆議院大蔵委員長代理村山達雄君。

○衆議院議員(村山達雄君) ただいま議題となり

ました昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正内容について、大蔵委員会を代表して、その概要を御説明申し上げます。

この修正は、国家公務員の共済組合制度等の改正と同様に、厚生年金保険の年金受給者との均衡等を考慮し、公共企業体職員等共済組合法に基づく退職年金等の年金額の算定につきまして、いわゆる通算退職年金方式による算定方法を導入することとしたものであります。

すなわち、退職年金等年金額の算定にあたっては、現行の算定方式により算定した額が、通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式により算定した額に満たないときは、その額によるものとし、低額の年金の改善をはかることとしたものであります。

なお、この措置は、昭和四十八年四月一日からこの法律の施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付につきましても、本年十月分以後適用することとし、また、昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付につきましては、政令でこの措置に準ずる措置を講ずることとしております。

以上が、衆議院における本修正の概要であります。

○委員長(寺本広作君) 以上で説明は終わりました。

これより両案の質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木力君 一番先に大蔵省の局長さんに伺ったほうがいいと思いますが、この法律案をちようだ

いをして読んでみようと思いましたが、第一条を読み始めて、これはもう頭が痛くなって、やめたほうがいいと思って私はやめました。これはまあ、法律というのは立法技術などで非常にむずかしいだろうと思うけれども、この法律を読んで法案から理解できる人が関係者のうち何人いるだろうか、私はそういう感じを持ったんです。何か少し変な言い方をすれば、専門家が楽しんでるんじゃないか、そしてあとの関係者はどうせわかるまいといったような態度が第一条に出てくるような感じがしてなりません。

で、私は、その法律案を書きかえろと言うわけには——これは法律というのはいろいろな規制があると思いますが、そこで、この法律案に基づいての、もう少しわかりやすいものを出しになるつもりがあるのかないか、といま聞いてもちよつとぐあいが悪いんですが、お出しになったらいいかです。かというふうにお聞きしたほうがいいと思います。たとえば、恩給なり年金などの受給者でも、これはあとでお伺いいたしますけれども、不服審査というふうな道も開かれておるわけです。その道は開かれてはいるけれども、第一条から全然これはもう読んでもわからぬという場合には、なかなかどうもぐあいがよくいかないような点もあるだろうと思えますから、必要な場合には買って読めるようなものでもいいと思えますけれども、そういうものをお出しになったらいいか、でしようかというのを、まず先に伺っておきたいと思えます。

○政府委員(辻敏一君) ただいま御審議をいただきます法律案は、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案ということで、たいへん長い件名になっておるわけでございますが、構成をいたしましては四条に分かれております。第一条が年金の改定法でございます。いわゆる年金のベースアップ法と申しますか、その関係でございます。第二条が……

○鈴木力君 いや、中身はいいから。

○政府委員(辻敏一君) 第二条が国家公務員共済組合法の改正でございます。第三条がその施行法の改正でございます。第四条が旧令特別措置法の改正、かような構成になっておるわけでございます。

ただいま御指摘がございましたが、何ぶんにも、共済年金あるいは恩給を含めてそうでございますけれども、技術的な点が多いわけでございまして、非常にわかりにくい法律案になっております。たゞ、たゞいまのお話のございましたようなわかりやすい資料その他につきましては、必要でございます。また、年金受給者に対しては、必要でございまして、そういう点につきましては、本年度の予算におきましても努力してまいりまして、今後そういう方面にも努力してまいりまして、かようなことになっておるわけでございます。

○鈴木力君 いや、私が申しましたのは、ぜひそう願いたいというわけですよ。ところが、これは恩給法もそうなんですけれども、読んでみると、第何条何項から第何条何項、数字の羅列がずっとあるものだから、これはもう読むとすると、第何条何項だということに先になる。しかし、私がわからないから、みなわからないという言い方は私はいましませんけれども、私程度の者も相当するはずだということだけは間違いないと思うんで、ぜひひとつ、特にまあわれわれの場合には、お伺いすればいろいろ説明もいただけるからいいんですけれども、多くの関係者に、必要のある人には買ってもらえる程度のものでいいと思うんだけれども、一体自分の年金なり恩給というものは法律の何条にきて、どこからどう来ているんだということくらいはわかるようなものの御用意、ぜひひとついただきたい。そのことが、私は、この共済組合なり、そういうものの将来の運用にも非常に有利——有利といいますが、受給者の立場からすると、その運用と結びつきたい面が開かれるんじゃないか、そういうふうに考えた

ものですから、冒頭にこれはお願いを申し上げておきたいと思っております。

それで、あと、今度の改正について若干お伺いいたしたいのでありますけれども、大臣がおいでになってからあわせてお伺いをするところは残しておきまして、先に局長さんにまずお伺いしたいと思っております。今度の改正のうちの算定の基礎となる俸給ですね。従来はまあ三年間の平均であった。これについてはいろいろ議論があつて、三年間の平均というものは結局一年前の俸給が基礎になつて年金がきまる、そうすると、そうでなくしてさへ一年半おくれという受給者が、事実上は二年半おくれとなつたわけでありますから、それを一年間平均という形に今度改正をなさるわけでありまして、これはまあ従来からの三年平均からいたしまして、一年平均というものは相当な前進であるとは私も思います。しかし、どうせここまで来るなら最終俸給と直すべきではなかつたか。どうしてこれに最終俸給と直さないで、一年間平均と直されたのかですね、その事情といひますか、理由をお伺いいたしたい、こう思います。

○政府委員(辻敏一君) ただいまお話のございましたように、現行法でございますと、年金の算定の計算の基礎となります俸給は退職時前三年間というところになつておつたわけでございます。三年間の平均ということになつておつたわけでございまして。しかし、最近のように、年々かなり大幅な給与改定が恒常化するという状況では問題がございまして、これを一年間の平均俸給に改めていただくというところで御提案申し上げておるわけでございまして。なお、その退職時前一年間に給与改定が行なわれました場合には、その給与改定後の新ベースで置き直すような措置をとつておるわけでございまして。

そこで、なぜ最終俸給にしまつたかという点でございますけれども、まあその理由をいたしまして、大体三点あるかと思うのでございます。第一は、社会保険の、まあいわばたてまえ論でございますが、社会保険は私保険ではございませ

けれども、やはりある程度拠出と給付との間に対応関係を保つ必要があるのではないかと考えておるわけでございます。拠出につきましては、御承知のように、公務員になりましてから退職いたしまつて、全期間、三十年なら三十年の間に掛け込んでいくわけでございまして。それに対して給付が最後の俸給だけでよろしいかどうか。保険の公平性と申しますか、給付と拠出の対応と申しますか、そういう観点からやはり問題があるのではなからうかという点が第一でございます。それから第二点は、社会保険の根幹をなしますものは厚生年金保険でございますが、厚生年金保険の年金額の算定の基礎は、全期間、つまり会社に入りましてからやめますまでの全期間の平均標準報酬というものがたてまえになっております。そこで、厚生年金との均衡があらうかと思つてございまして、第三番目は、運用上の問題でございまして、たとえば退職時に特別な昇給などが行なわれなかった場合には、その最終俸給をとりましてということにかへつて不公平、不均衡が生ずる場合があると考えられるのでございます。

そこで、そういう三点から見まして、基礎俸給を退職時の俸給そのものとしたことにしまして、まだ問題があるかと考えまして、今回御提案申し上げておる改正案では一年平均の俸給というようにさせていただいておるわけでございます。

○鈴木力君 大体そういうことだろうとは私も思いましたけれども、いまのその社会保険の立場から、要するに掛け金というものはある、そうすると、最終俸給を中心にするのと掛け金は一月分しか掛けないわけですね、最終俸給の場合には、そうすると、いまの案ですと、一年間平均で、いま御答弁いただいた限りでは、退職前一年間のうちにベース改定があつたり、あるいは定期昇給があつたりした場合に、その俸給の新しいベースによる、こういうことですかね。そうしますと、こういう場合が出てくるでしょう。定期昇給の時期が一月一日というのが公務員にはずいぶんございまして、それからまあ、ベース改定は前の年の四月

が大体いまのところは常識になっておりますから、ベース改定のほうは四月ですと大体一カ年という、これは平均額に大体近いわけでありまして、これも、定期昇給の部分を入れると、一月一日の定期昇給の人は三月三十一日に昇給した人は一カ月しか掛けない。そうすると、社会保険というものは何カ月分までが認められておるのかですね。一カ月は認めないが三カ月は認める、こういうたてまえになつておるのかどうかですね。たてまえという立場からいつたら、そんな議論をしていくと、この改定というのは非常にむづかしいところにはまっちゃう。この掛け金というのは、その経済情勢と給与ベースに基づいてずうと長いことかけてきておるわけですから、その最終を基準にするか三カ月前を基準にするかによつて、退職時に特別昇給があつた人は特に有利になるからという考え方だと思ふ。そうすると、特別昇給の部分は認めないという言い方に変わってくるのであつて、社会保険の立場からという理屈は当てはまらなくなつてくる。どうですか、その辺は。

○政府委員(辻敏一君) 先ほども申し上げましたように、社会保険は私保険ではございませんから、厳密な意味で拠出と給付が完全に対応するという必要は、これはないと思ひます。しかし、やはり保険の一種でございますから、全くそのところの対応関係がなくてよろしいかどうか、その辺のところはいろいろと御議論があるところであらうと思ひます。したがうして、やはりある程度給付のベースになるものにつきましては、期間対応の関係がある程度は要するのではないかという意味で申し上げたわけでございまして。

○鈴木力君 だから、あなたの申しやることは、申されたわけはわかつておるから、それに私が質問しているんであつて、私の申し上げたことも聞いてもらわなきゃ、これ、話にならないんですから。しかも、公共企業体のほうは最終俸給になつておるでしょう。そうすると、公共企業体のほうは社会保険制度には適当でないという立場

をとるのかとらないのか、局長さんに伺いたいと思います。

○政府委員(辻敏一君) 公共企業体共済の場合には、確かに御指摘のとおり、最終俸給ということになってはいるわけでございますが、一方、そのこととの当否は別といたしまして、退職手当につきましては三%減額ということで調整をはかっているわけでございます。したがって、そういう最終俸給で有利になっている分につきましては、退職手当のほうで調整をはかしていただいているということでございますので、全体、退職手当を含めて見ますと、そこで均衡がとれているというふうな私どもは考えておるわけでございます。

○鈴木力君　話をこんがらけてもらっちゃ困るんです。私は、いま社会保険という立場で、社会保険というたてまえからするとこうだと、こういうことになりますから、そうすると、あなたのおっしゃることをすなおに聞きますと、公共企業体のほうは社会保険の立場から逸脱しているんで、退職金は社会保険じゃないんでしょう。そこで、退職金のほうで少し割り引きをしてやっておるんだ、こういうことでは、私はこの年金を扱う政府の考え方としては疑義があるんです。しかも私は局長さんを悪意にとっているわけじゃないんですよ。ずばり言うと、やりたいのだけけれども、多少少はやっぱり世間ていもあるでこういう表現にしたということじゃないかと思えますけれども、ここまで来るなら最終俸給にもう踏み切ってもいいんじゃないかと、こういう気持ちで私はいま申し上げたわけです。

だから、厚生年金保険を基準に生きていくというこの事情はよくわかりますが、運用上の問題として第三項にあげられたその不均衡という問題ですね。これも私は給与論から言いますと議論が出てくるところだと思ふんですよ。退職なさるときに特別昇給としてなさるのか、あるいは退職時の場合に昇給をさせるという事情は、いまのような議論を展開をしていくと、その給与が不当だという形になってくるわけです。たとえば、

いろいろな形のものがありましてね。前に上げるべきものがあるんな形で上げないで、その部分を退職時に昇給をさせるというやり方がありますよ。たとえば私個人が、これは適切な例じゃありませんけれども、しばらくの間昇給をとめられておった、専従生活をやっておって昇給がなかった

わけです。退職のときにその専従生活部分については上げてもらった、こういうようなケースがあるわけですね。そうしますというと、そういうケースに見合ったものというものを考えますと、一番普遍的なのは、やっぱり最終俸給をとるということが私は妥当だ、こう思うんです。これはひとつ検討してみたいと思います。検討してみたいだきたいという意味は、その形は私は変わっていいと思いますよ。たとえば公共企業体はこうやっている、それから国家公務員はこうなっている、地方公務員はこうなっている、そういう形は全部一本にしろという意味でもの言っているんじゃないけれども、社会保険という立場から、そういうたてまえからすればこうだという、給与なら給与の考え方に對しては統一した考え方の上に立っていないと、あとで混乱を生ずることとがある。これはあとで恩給局長さんが見えにあれば恩給局長さんのほうにもそういうことを私は申し上げておきたいと、こう思うんですけれども、そういう意味の統一、ものの考え方の統一は、思想的なものの統一はぜひひとつお願いをし、ておきたい、こう思います。

それからもう一つこの点について。これはよく読んでみればわかるんでしようけれども、さっき申し上げたように、私は勉強を放棄したんですから、これは教えていただければいいんですが、そういたしますと、いまのこれが改定になりますと、前からの年金の受給者についてはこの点はどういう形で適用になるわけですか。

○政府委員(辻敏一君)　すでに年金の支給を受けておられる方々につきましても、基礎俸給の見直しをいたしまして改定をいたすわけでございませう。

○鈴木力君　そうしますと、既裁定年金受給者は、あとで出てまいります今後の改定の比率のほかに、このところで手直しをする、いままで仮定俸給からずつと俸給をつくってきたわけでありますけれども、その俸給の手直しの部分をする、と、こういうことですね。

○政府委員(辻敏一君) そのとおりでございます。既裁定年金の受給者につきましては、恩給にならないまして最高二三・八%の改定をさせていただきますことほかに、基礎俸給の手直しによって、また別に上がるわけでございます。

○鈴木力君　よくわかりました。

その次は、退職年金の給付水準ですね、これはこの法律に直接は表現されているのかどうかはわかりませんが、この共済組合がスタートしたときの趣旨は、二十年勤続で大体給与の四〇％というふうに記憶をしておりますけれども、それに固執はあまりしませんか。

○政府委員（辻敬一君） そのとおりでございます。

○鈴木力君　そこで、私も前から、そういう日本の給与というのはだいいふ違うんですけれども、この二十年勤続で四〇％という基準——基準といいますが、水準といいますが、やかましいことばではどう言えはいいかわかりませんが、その水準を取り上げた根拠はどうなっていたんでしょうか。これはスタートのときに戻らなければいけませんものですから、ちょっと恐縮なんですけれども、お伺いしてみたいと思います。

○政府委員(辻敏一君) 支給率は、ただいまお話しのように、二十年で四〇％、最高は七〇％までいくわけでございます。で、その立法の当初にどうして四〇％にきめたかというお尋ねでございますが、その当時といたしましては、おそらく恩給なりあるいは旧法なりの給付水準等を勘案いたしましてそのようにきめたのではなからうかと考えます。

○鈴木力君 そこで、給与というのは、だいたい

れもスタートの時期から今日までにいろいろな変遷をしておるわけでありますが、特に現時点でこれを計算したのがあるかないかわかりませんけれども、現時点で、たとえば去年やめた公務員で見ましたら、昭和四十八年の三月三十一日で退職ですか、四月一日退職ですか、そこで退職をした年金受給者と、それから現在としやめることに該当しておる——一年違いでもいいと思いますけれども、現職の公務員の給与と全体の収入との比率からいったら、何％ぐらいになるでしょうか。

○政府委員(辻敏一君) 其済年金の年金額がどのくらいになるかと申しますと、四十九年度の退職者で考えてみますと、現行制度では七万二千二百円程度でございますが、今回御審議をいただいております制度改善をやらしていただきますと、約八万五百万円ということになるわけでございます。そこで、八万五百万円がどのくらいの割合であるかということでございますが、退職時の俸給が約十五万二千円でございますので、五三％程度になるうかと思えます。

○鈴木力君 それはわかるんですが、これはあれでしょう、十五万二千円というのは本俸でしよう。私の言うのは、本俸以外の期末手当とか勤続手当とか、そうした総体を入れてパーセンテージを出してみるとだいぶ違ってくるんじゃないかということなんです。

○政府委員(辻敏一君) 御指摘のように、十五万二千円と申しますのは本俸だけでございます。そこで、それに扶養手当でございますとか、超過勤務手当でございますとか、その他の諸手当を含めました給与で見ますと、十八万五千円ぐらいでございますので、比率にいたしますと四四％でございます。それからさらに特別手当まで含めて給与を出しますと、二十四万六千円程度でございますので、八万五百万円の比率を出してみますと三三％ぐらいに相なります。

○鈴木力君 これは、私がいまこういうことを伺っていましたのは、最初の恩給時代には、ポナナスと、いうのはほとんどもう計算の中にあまり入らぬみ

くらいになるかと申しますと、四十九年度の退職者で考えてみますと、現行制度では七万二千二百円程度でございますが、今回御審議をいただいております制度改善をやらしていただきますと、約八万五百円ということになるわけでございます。そこで、八万五百円がどのくらいの割合であるかということでございますが、退職時の俸給が約十五万二千円でございますので、五三％程度になるうかと思います。

○鈴木大君 それはわかるんですが、これはあれでしょう、十五万二千円というのは本俸でしよう。私の言うのは、本俸以外の期末手当とか勤勉手当とか、そうした総体を入れてパーセンテージを出してみるとだいたい違ってくるんじゃないかということなんです。

○政府委員(辻敏一君) 御指摘のように、十五万二千円と申しますのは本俸だけでございます。そこで、それに扶養手当でございますとか、超過勤務手当でございますとか、その他の諸手当を含めまして給与で見ますと、十八万五千円ぐらいでございますので、比率にいたしますと四四％でございます。それからさらに特別手当まで含めて給与を出しますと、二十四万六千円程度でございますので、八万五百円の比率を出してみますと三三％ぐらいに相なります。

○鈴木力君 これは、私がいまこういうことを伺いましたのは、最初の恩給時代には、ポータスというのはほとんどもう計算の中にあまり入らぬみ

たいなボーナスだったわけですが、実際は賞与と称したところ、そのころの給与と恩給との比率の時代と、いまのように日本の給与というのは非常に特殊性があって、本給以外の給与がだんだんにふくれ上がっていきわけです。公務員でも五・一カ月分になるわけですか、いま。せんだっての〇・三を入れると、そんなようになる。これは公務員だけの問題じゃなくて、民間給与にしてもそうです。ことしの春闘で、たとえば私鉄が会社側のほうから第二本給という案を提案されてきた。いろいろな企業体は、退職金やそういう点を配慮すると、第二本給時代に入ってくるというような情勢になってきています。そうしますと、年金の基礎となる基礎から除外される金額が、日本の給与制度、給与のあり方では、ほとんど広がっていき一方だと思ふ。こう広がっていき一方の給与の情勢と、それから恩給なり年金なりを本給にこだわってずっと続いていってまいりますと、いろいろのパーセンテージをあげてたいへん当局の皆さんが御苦労なさっていらつしやるその気持ちにはよくわかるんですが、そういう善意をもって御苦労なさっているにもかかわらず、現職と恩給なり年金の受給者の受給率の差というものは、年々広がっていきという傾向に私はあると思ひます。これは、あんまりこんなことで時間をかけるのも意味がないと思ひますから、年度ごとにどうなっている、いまから三十年前は何%であった、総額が。それから十年前は何%であった、去年はどうだ、そういう数字をとってみると、私がいま申し上げたような傾向になっておることは間違いないと思ひます。そうしますと、私は、いまこの法案で直ちに修正すべきだと思ひますけれども、これは今後の恩給年金のあり方としての現職の公務員の給与というものの見合いというものを検討する時期にきていると思ひます。要するに、本給以外の給与をどの程度に基準給与の中に導入すべきかという議論がそろそろ始まらないと、恩給年金の受給者が非常に計算上は高い数字であつて

実際は生活水準を非常に低く押えられるという状態が起つてくる危険性があると、私はこう思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(辻敏一君) 結局、共済年金の給付水準をどのぐらいに置くべきかという御議論になるかと思ひますが、先ほど申しましたように、改善後でございますと八万五五百円ということになります。これに對しまして、公的年金制度の機關でございますが、厚生年金に比しますとかなり年金額が高くなつております。それから、御承知のように、支給開始年齢のほうも、厚生年金が六十歳からでないともらえないということになっているのに對しまして、共済年金の場合には五十五歳から受給ができるという点もございまして、現行制度を比較いたします限りにおきましては、共済年金の給付水準は相当高いのではないかとこのように思つておるわけでございしますが、なお、算定の基礎につきましては特別手当まで入れるべきではないかという御議論につきましても、今後の課題といたしまして慎重に検討させていただきたいと思ひます。

○鈴木力君 厚生年金が基準になるといいますか、一応のスタート台になる、したがって厚生年金が五万円だから国家公務員の共済年金のほうが高い、こういう理屈でものを持っていますと、そういうことになれば、いまの共済制度の抜本的な改正ということにいかないと、何かそつちから持ってくるというなら、もう一本化しなければという形になってきます。ただ、いまのところは、それぞれの共済組合がそれぞれのいろんな努力をしながら運用しておるところに、まだこれの妙味があるわけですね。いろいろな長所もあるわけですね。しかも、共済組合のスタートをしたとき、この

場合にも大体この退職後の生活水準ということが相当にやっぱ議論をされてスタートしたわけですね。しかも、あの経緯から見ますと、厚生年金のほうはあるとから出てきている。しかし、恩給から引き続いて共済組合の共済年金に引き継いできているわけですから、まあ恩給時代のことは、恩給基金の一分の国庫納付金というものであつて、いわゆる恩給ですから、これは共済とは性格が全然違ひますと、そういう形で、同時に、今度は給与水準がまたそれと違ひます。だから、直ちに絶対額をどうこうという比較で、どっちがいい、どっちが悪いという形にはならないだろう。そうじゃなしに、国家公務員という職員の現職から退職後の延長線をやっぱりものを見るところから見方は私は大事なことではないか、こういうふうにか考へるわけですね。おそろく、いまの法案の改定の趣旨にも、文章はともかくとして、貫かれてくる精神は私の気持ちとそう変わっていないというふうに、私はこの法案の改定を見て、そういうふうな解釈をするんですけれども、そういう面からの改善ということに手をつけなければいけないのじゃないか。

それから、これは私は、厚生年金にも適用——適用といふんです、この考へ方は、国家公務員の共済だけがそうしなきゃいけないという意味じゃなくて、この給与のあり方は、日本は特殊的に一時金がほとんどふえてきているというこの傾向があるわけですから、当然これは厚生年金が最初にそちらのほうの考へ方を導入しなければいけないと、私はそう思ふのですけれども、きょうはそちらの議論じゃないものですから直接こちらに持ってきてまいりますが、そういう意味で申し上げておるわけですね。厚生年金は現状のままで、本給だけいいんだと、国家公務員だけが扶養手当や一時金を入れなきゃいけないんだという議論じゃない。むしろ、一時金がふえていくという給与の傾向のほうは民間のほうが先行して、公務員がそれのあとを追っていくというのがいまの給与制度のあり方ですから、これはもう厚生年金のほうもそちらを指向すべき時期にきている。だから、これは政府全体として、こういう面からの恩給年金の水準となるべき——水準といふんです、基準となるべき給与を、どういふものをどう拡大していくべきかというところは、政府全体として、この関係の皆さんの御議論をする時期にきている。検討をする時期にきている。そして、その検討の上で、いまのようなことを全部一ぺんに導入ということには、また財政上の問題もありますから、そう簡単にできるとは私は思ひません。しかし、そちらのほうを指向する検討に——私の提案が検討に値するぐらいの気持ちは持っているんですけれども、どういふことですかという事です。

○政府委員(辻敏一君) 御指摘のように、現在厚生年金では標準報酬額をとおしております。これは医療保険の基本でございまして健康保険についても同じでございまして、これを賞与等を含めた総報酬にしたかどうかという御議論は前から確かにあるわけでございまして、健康保険法の改正とからんでも、かつて非常に御議論があつたところでございます。ただいま御指摘のように、共済だけそういうふうにするというのとはなかなかむづかしい問題でございまして、他の社会保険との均衡の問題、あるいは、いずれにいたしても恩給以来の、何と申しますか、制度の基本に触れる問題でございまして、先ほどお答え申し上げましたように、今後の課題といたしまして、他の社会保険制度の動向等を見ながら、また、私どもの関係の審議会でございますが国家公務員共済組合審議会等にも必要があればおはかりをいたす等の措置をとりまして、今後の課題といたしまして慎重に検討させていただきたい、そういう気持ちでござい

○鈴木力君 進言いたしますけれども、その次に、遺族年金の扶養加算制度を今度採用なさる、これも従来と比べると前進だと私は思ひます。そこで、これ、大臣に伺うのかどうかかわりませんが、政府のこの提案理由に非常にいいこと

ばがある。「遺族年金につきましては、遺族の生活実態、他の社会保険との均衡等を考慮して」云々と、こうありますが、この遺族の生活実態を政府はどのように把握をなさっているのか、伺いたいと思います。

○政府委員(辻敏一君) 提案理由の御説明で「遺族の生活実態」と申し上げましたのは、遺族年金の受給者の中でもいろいろの生活実態があるわけでごさいます。たとえば子供のある妻の場合と、子供のいない若い未亡人の場合とはやはりかなり違うんじゃないかと。そこで、今回そういう子供のある妻あるいは遺児に着眼をいたしまして、そういう方々については特に手厚い援護が必要なんではないかと考えて立ちまして、遺族年金の扶養加算制度の御提案を申し上げておきます。

○鈴木力君 前から私は、その加算制度は前進だとは思いますが。ただ、前進だと思えますけれども、たとえば平均的に見ますと、子供さんが二人ある妻といえますか、この方には遺族年金が平均で、このことによつてどれだけふえるのですか。

○政府委員(辻敏一君) 遺児二人までは一人につき九千六百円でございますから、その倍、一万九千二百円ということになります。

○鈴木力君 私は法律をよく読まなかったのですが、その一万九千二百円というのは月額ですか。

○政府委員(辻敏一君) 年額でございます。

○鈴木力君 そこでですね。「生活実態を考慮して」という、これは削除なさったらどうだろうと、こういうことで、提案理由の説明から。私どもの常識では、遺族の生活実態というのは並みだいていものじゃない。いま平均で、さっきの話では国家公務員は今年八万五千円になるわけですね。そうすると、遺族年金は四万幾らになるでしょう。いま半分でしょう。その四万幾らの方に、さらに子供さんが二人ある奥さんに遺族年金をあげて、年額一万幾らふやしたといたって、これで生活実態を勘案してこれを改定しましたと言ふのは、どうも私は政府は表現がオーバーじゃ

ないかと、こう思うのです。いま月に千幾らふやしてもらって生活実態が解消したということにはならない。まあしかしこれは一定の前進だと私は申し上げたので、何にもならないと申し上げたわけじゃないですよ。制度的には非常に前進だと思ふのです。もう一つ踏み込んで、これも共済だけでやれとは非常にむずかしいことだと思ふますけれども、遺族年金の五〇％というあの数字を、これをどこまでも堅持をするという、いまのようないふ、私のような乱暴なことを言う者が出てくると思うのです。私は、いまの生活実態からいって、年金者の生活実態そのものがまず一つ相当に配慮されなきゃいけない。その半分で遺族が生き延びるんだというこの配慮をすると、少なくとも五〇％という数字は検討し直す時期が来たと。私がさっき言いましたように、公務員の生活水準というのは、まあ給与から言いますと、一時金が五・一カ月分も出てきている。そういう時代に公務員が生活をしているのに、五・一カ月を切り離したものを基準にして年金がきまると、その半分と、こういうことになるわけですからね。

これはもう遺族の生活実態を考慮いたしますと、この扶養加算を行なうということだけでは済まされなくなってくる。五〇％というものを、私はもつとこれを改定をして積み上げていかないと、この提案理由は生かされてこない、こう思うのです。私はやっぱり八〇％ぐらいに上げるべきだと思ふ。そうして、一ぺんに八〇％にいかなくつたら、毎年一〇％ずつ伸ばしていつか八〇％にするなり。これは実際問題としては来年から八〇％にしるって、そう簡単にはいかない問題だと思ふます。しかし、いまの遺族の生活実態ということを政府が取り上げた、これは私は非常にいい視点だと思います。適切な視点だったと思うのですよ、これを取り上げたのは。ところが、取り上げたはいけけれども、年間一万幾ら上げて、そうして何か恩恵がましくものを言うという言い方は、これは少なくとも大臣に言わせないで、どこかひまなときにだれか係の人が苦労したんですよ

という話ならよくわかる。ここに大蔵大臣が来て提案理由としてきょうよく読んで、あけてみたら一万幾らだ、これじゃちょっと適切な表現じゃない。これは公企体の共済年金にもかかわりますから、運輸大臣の御所見を承っておきたいと思ふますし、それから局長さんにも御所見を承りたいと思ふます。

○国務大臣(徳永正利君) 私のほうも提案理由をきょうよく読んでみましたけれども、そこところは遠慮していただきまして、控え目に提案理由を読んでいたわけでございます。それはそれといたしまして、遺族年金の問題については私は私なりにいままでいろいろ抱負を持っております。お説のように、いろいろそういう立場の、基礎にのつての御議論もございましょうと思うんです。けれども、私はもう少し遺族年金に對しましては別の角度からの議論も積み重ねていかなきゃならぬと思ふます。それをいまここできょうきょうしくそれこそ御披露するわけじゃございませうけれども、おっしゃる点は十分よくわかります。これは改正の第一歩を踏み出したところでございまして、これを基礎にしまして今後いろいろ改善していかなければならぬものと、さように考えております。

○政府委員(辻敏一君) 加算額の御指摘があったわけでございますが、加算額の九千六百円は厚生年金に合せているわけでございます。

それからその次に、遺族年金の支給率の五〇％の御議論があったわけでございます。遺族年金が退職年金の半分であるというの、恩給以来の伝統と申しますか、考え方になっているわけでございます。まして、厚生年金等他の公的年金制度も同様でございます。したがって、先ほど御指摘のございましたように、この支給率についていろいろ御議論のあることはよく承知をいたしておりますが、共済年金のみならず、公的年金制度共通の問題として、全体の問題として検討すべきことではなからうかと思っております。ただ、その場合に一つ問題があるわけございまして、実は公務員

につきましても同様でございますが、公務員の妻、広く言えば被用者の妻でございますけれども、国民年金に実は任意加入できるわけでございます。そうなりますと、さらに寡婦になりますと、夫の遺族年金、これが御指摘のように夫の退職年金の二分の一の支給を受けるほかに、本人の国民年金、本人がかけ込みました国民年金の老齢年金の給付を受けるということになるわけでございます。これをどう取り扱うか、被用者の妻が国民年金に任意加入している問題をどういうふうに取り扱うかというのが、実は遺族年金の問題を考へる場合、特に支給率の問題を考へる場合の関連する問題であるわけございまして、そういう問題を含めまして公的年金制度全体の問題として今後検討してまいりたいと考えております。

○鈴木力君 これは私は恩給の担当の総務府総務長官にほんとうは申し上げたいと思つていふことなんです。いまのように、確かに国民年金の制度があるにはあります。ただ、妻の場合にはそういう議論が成り立ちますけれども、奥さんがなくて、子供に遺族年金がいく場合、あるいは遺族年金も奥さんだけじゃないわけですね。その順序があるわけでしょう。そうしてきまして、それだけで片づけるわけにいかない問題があります。これもさっき私が言いましたように、いま局長さんがおっしゃったように、どこかの共済だけどうするといふわけにいくものじゃない、ということには私は承知しておりますけれども、担当といふんです。それは、やっぱり基本的な考え方は、さっき言いました日本の給与のあり方がだんだんに変わってきている、そこから波及してきているということですよ。これはあとで恩給のときにも申し上げたいと思ふますけれども、特に影響のあるのは恩給受給者だと思ふます。恩給時代というのは、ほとんど本給だけで生活しておる、それが基準になつておるわけですね。そうして、いまの公務員の給与というものはものすごく給与の態様が違つておつて、それが基準になつてきている。そこ

らに見直すべき点があるし、それが遺族のほうにも影響を与えておる、こういうことだと私は認識をするんで、くどく申し上げたんですけれども、これはひとつ政府全体として、運輸大臣にも願っておきますけれども、所管の皆さんで統一的に御検討に入っていただきたい。これは重ねて御要望を申し上げておきたいと思ひます。

それから最低保障額等もいろいろあると思ひますけれども、そのあとに短期給付について若干伺っておきたい、こう思うのですが、今度短期給付の任意継続制度をおつくりになられた、これも私は従来と比べると前進だと思ひます。そして、これを導入をなさったということが将来に向かつて私は相当の希望が持てるのではないかと、こう思ひますけれども、そこでしかし、私はこの一年という数字がどうしても少し生きなかつたのかという感じで実はお伺いをするんですけれども、おわかりになっているとすればちょっとお伺ひいたしたいのは、年金受給者の年金受給がスタートしてから生存年限の平均は幾らぐらひになっておりますか。

○政府委員(辻敏一君) 大体いま平均の退職年齢が五十八歳程度になっていゝと思ひますが、その後どのくらい年金をもらうかというところでございまして、これ、おおよそ十五年度程度ではなからうかと思ひます。

○鈴木力君 これは突然言い出したことだから、平均額がわかるかと聞いても、そこに数字がなければ正確な答えをいただけないでしょうが、ないですけれども、あとでちょっと調べてみてくれませんか。私もいまよそでいろいろ話を聞いてたりして、どうも平均、最近はずびていゝみたいなんです。また十五年までいゝないみたいなんです。しかし、これは十五年か十四年かというのを議論することは議論の値打ちもないと私は思うんですけれども、私はいま申し上げたいのは、大体十年から十年半になるだろうと思ひます。そのうち、これはなかなか統計というわけにはいかないと思ひますが、私の感じでは、

どう見ても、罹病率といふますか、医者にかかる率は現役時代より退職後のほうが圧倒的に多い。要するに、だんだん年をとってくると医者が必要になってくるという事です。若くて医者が必要でないときには掛け金をせせせせとかけておいて、これから医者が必要なんだというときにその短期給付を受けられなくなってしまう。まあ国民健康保険という制度があるからいいじゃないかと、いふことにはなりますけれども、それとこの共済短期給付の掛け金をかけてきたというところは一応切り離して考えますと、そうしますと、私は、退職後の短期給付の給付を受けられるような制度というものは、一年と言わず、もう少し延ばすべきではないか。

実は、これは私事を申し上げて恐縮なんですけれども、適切な例になるかどうかわかりませんが、私が岩手県の教員をやっておりますときに、岩手県の教員に限っての退職教員互助会というものを設けました。これは、退職後の医療給付が非常に暗いという意見がありましたもので、それから、そして国民健康保険の給付の差額をこの互助会が支払っております。それから、私が同じ岩手県で教員をやっておりますときに、共済の扶養家族に対する給付の残を、これはまた教職員互助会というのを設けまして、これが扶養家族についての残金は現役の教職員の互助会で全部医療給付をする、退職者については国民健康保険の残を全部医療給付をする、そういう形で、私の県の教員に関する限り、これは地方公務員でありますけれども、大体退職後の医療給付という問題も自分で手当てをするようにしたつもりです。ところが、それでやってみますと、現役の分の互助会の医療給付率よりも退職教員の医療給付率というものがものすごく高い。それはもう大抵常識でもそういうことになると思ひます。年をとれば医者が必要になってくるという事です。統計的にいいますと、遠くへ出かけている退職した人間はお医者さんがなかなか受領書をくれないという事で、結局は給付の対象からはずれているのがあつて統計

的には若干低い。集まるとそういう話になる。

こういうことから私は考へて、いま国家公務員の共済は相当財政的には——これからまた洗い直しはすると思ひますが、これだけの人数でやっている共済は、もうそういうところは少し踏み切れるところには来ているのじゃないか、こういうふうにも考へるのです。少なくとも、どうでしょう、私はこれは大臣にもひとつ伺ひたいんですが、私はこれは大臣にもひとつ伺ひたいんですが、共済組合にずっといまままで加入をしてやってきました者に——最低二十年ぐらひ、最低二十年間組合員であつた者には、退職後十年間は短期給付の組合員とするというぐらひの方向に思ひ切つて変えていくことができないだろうか。田中総理大臣の三つの大切、十の何とかないうちに、老人を大事にするということがたしか入っているはずだと思ひます。これぐらひのことをやらなくと総理大臣の大切もどこかおかしくなつてくる。これは大臣の御見解をまづ伺ひたいのです。

○政府委員(辻敏一君) ただいま御指摘になりましたように、退職者の退職後の医療給付、いろいろ問題があるわけではございません。国家公務員を退職したまゝして国民健康保険に加入するといふことは、それまでは御承知のように原則として十割給付でございまして、それが七割給付になる、三割は自分で負担しなければならぬということになるわけではございません。かたがた、先ほどお話のございましたように、年をとってまいりますと、一般論としては罹病率が高くなつて、病気になるケースが多いということになってまいるのでございまして、そこで、今回御提案申し上げておりますように、任意継続組合員という制度を設けまして、本人の申し出によりまして、退職後一年間は短期給付を共済のほうから受けられるようにしたいと思つていゝわけではございません。

そこで、なぜ一年に限定したかというお尋ねでございますが、これは実は医療保険の基本法でございまして健康保険のほうもそうなつていゝわけではございません。そこで、共済だけが二年とか五年とか十年とかやるのは、なかなか現在の医療保険全

体の体系から申しますと困難なわけではございません。なおまた、全体の問題といたしましては、退職者の医療はきわめて重要でございまして、かつて昭和四十六年でございまして、退職者継続医療給付制度ということをお提案申し上げたこととございまして。その場合は、健康保険、共済、共済でございまして、組合員期間十五年で五十五歳以後に退職した者について、五年間は共済組合で給付をするという事を御提案申し上げたわけではございませんが、諸般の事情から成立に至らなかつたわけではございません。そういう点もございまして、今後、医療保険制度全体の問題として検討をいたしてまいりたいと、かように考へておるところでございまして。

○国務大臣(福田赳夫君) 御指摘のように老人を大切にすること、これはからの社会保険体系の中で非常に重要な問題になってくるわけでありまして、五つの大切という中にもそれが入つておると記憶しておりますが、ただ、具体的にこれをどういふふうに行うかという点、やはり老人対策としての総合的なバランスの問題があるわけでは、共済につきましても、これはまあ恩給との関係をどういふふうなバランスをとるか、その他の老後保障の問題とどうバランスをとるか、そういう問題があるわけで、いずれにいたしましても老人対策を強化する、こういう方向はこれを進めたいと思ひますが、具体的にどういふふうな整合的にやっていくかという点につきましても、いろいろそういう問題を検討する政府内部にも機関がありますので、十分配慮しながら研究をしてまいりたい、かように考へております。

○鈴木力君 おっしゃる通りに、政府の立場はわからぬで言つていゝわけでもありませんけれども、恩給との均衡と言ひますけれども、これは短期に関する限りは恩給との均衡はとりようがないのです。これは大臣御存じなくともやむを得ないからけつこうです。短期は短期の給付というか、掛け金を別にかけてきていゝわけでは、それ

から恩給との関係からいいますと、この共済組合とは——ほんとうは恩給時代は百分の一の国庫納付金を出して、あとは恩給という国家から給されるというそのスタートの時代の掛け金ですから、共済の掛け金、長期とも多少は違う。しかし、長期給付と恩給とは、まあ私はいま政府がおやりいただいてるように、セットでおやりになるということが正しいと思いますが、短期の場合は、要するに医療給付の場合は、しかも国民健康保険が七〇%までいま伸びておりますから、大体のところは、そうしますと、あとの三〇%です。ある地域では自前でも始める。さっき私が申し上げましたように、自分の経験では自前でそれをやり出すというところもぼつぼつ出てきておりますけれども、これは自前でやるというところじゃないに、この制度の一年というやつを逐次私は延ばしていくべきではないか。一がいに、二十年期間があったら十年に延ばすというふうに一べんに飛び越えるということとは非常にむずかしいと思うけれども、せつかくこゝまで手をつけて前進をしたら、ほんとうに実のある前進に私は将来延ばしていくべきだと思います。こういう気持ちでいま申し上げたわけでありませう。

それと、あと大臣そう時間がないそうでありますから、大臣にお伺いすることを先にお伺いいたしますが、この法案の改定が、恩給法で昨年の給与改善率一五・三%、それから恩給水準と公務員給与水準の差が一四・六%、その半分を今度積んだと、こういうことになっているわけですね。これは私もそう間違っていないと、こう思うのですが、そこで私、大臣にお伺いしたいのは、国家公務員共済組合法の第一条の二、「この法律による年金たる給付の額については、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。」こうあるわけですね。おそらく国家公務員共済組合法のこの趣旨にのっとって今度の改定というものはあったということに私はなつたと

思うんですがね。ただ、これは実は、ことにこの法案を通すという場合には、大臣、少し私は窮乏が必要じゃなかったのかということなんです。つまり「国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合」ということですから、もうこの立法をするときには、最も著しい変動が生じているときだと思ふんですね。それから国家公務員の給与水準にしても、これはまだ人事院の勧告はありませぬけれども、どう見ても三〇%、あるいは下がるか、上がるか、どうも大きな違いはない。これは「著しい変動」だと思ふんです。こういう時期であつたら、前にはこの計画は二年計画で、半分ずつ積み上げるといふ計画が妥当だつたと思ふんですけれども、こういう時期になつたら思ひ切つて、半分ずつという計画があつたのだけれども、大臣のおっしゃる狂乱物価、これにこたえるときには、これこそ二分の一を思ひ切つて一年でやるというぐらゐの手当てがあつてよかつたのではないかと。そういうことになるか、この第一条の二というのは生き生きとしてくると私は思ふのです、この法律が。どうしてそれができなかったのか伺いたい。

た特に低額のもの年金額の算定方法の改善をいたしておるわけでございます。これが既裁定年金にも適用が及ぶわけでございますので、その分まで含めると既裁定年金の改善は三割以上ということになっております。相当大幅な改善をいたしておるわけでございます。

らこれは一べんに引き上げるべきものだ。ところが、おそらくこれは財産の都合であつたと思ふんですね、二年計画ということで半分ずつ積みこむ、こういうことは、そういう事情があるだろうと思ふ。だから私は、すべてこういう問題は、いつでも、何でも、あるべきだから一べんに、そのうなるようなそんなに簡単なものじゃないということはおそらくわかつておるんです。だから、普通の場合であつたら一回でやるべきものを、二回に分けてやるということも一つの手だたいうふうには実は思つておつたんです。しかし、ことしのこの狂乱時代ですね、こういう時代になつたら、そういう手もあつたけれども、これに対応するには、どうせ本来やるべき姿であつたら、こういうことが本来あるべき姿であつたら、こういうことは思ひ切つてやるべきじゃなかったのか、こういうことなんです。しかし、予算を編成してしまつて、いまさらどうにもなりませんと、おそらくこういう事態だと、こう思ひますけれども、本来はそうすべきである、どうしても私はそう思う。そういたしますと、少なくとも来年は、このあとの半分は残つておりますから、そうすると来年は、ことしの給与のベースアップにもう一つこの半分は積むということにはなると思ひますね、これはもう間違いないと。それはどうですか。

共済年金の改定につきましては、ただいま御指摘のございました条文、国家公務員共済組合法の一条の二の「年金額の改定」の条文にのっとりまして、従来から恩給になつて改定をさしていただくわけでございます。そこで、お話のございましたように、四十八年度におきます改定率は恩給にならしまして最高二三・八%、その内訳は四十八年度の国家公務員の給与の改善率一五・三%のほかに、いわゆる格差差正分として七・三五%を合わせた率であるわけでございますが、しかし、今回は先ほども申し上げましたように、このほかにいけば前向きな制度改正の分があるわけでございます。先ほど御議論のありました長期給付の算定の基礎になる俸給の算定方法の改善——三年平均を一年平均にするという問題もございませうし、ま

〇鈴木力君 くだいようですけれども、私は本来ですと、まあ昨年の給与改善率、これはしょうがないですね、制度上からいって。ことしのはまだ正確な数字が出ないんですから、見通しがどうだこうだと言つたてはしょうがない、いまの制度的にいつて。ところが、恩給水準と公務員給与水準の比較、その水準の差というのは、本来な

〇政府委員(辻敏一君) いわゆる積み残し分というのがあるとして生じたかと申しますと、四十八年度から恩給・共済年金を通じまして、公務員の給与改善率を基礎として改定をするようになったわけでございますが、四十七年度以前はいわゆる恩給審議会方式と申しまして、消費者物価を基礎にする。公務員の給与改善率がそれを上回ります場合には、その六割を消費者物価の上昇率に足して改善をするということをしていたしております。そのためにいわゆる積み残し、あるいは格差というものが生じたということになっているわけでございます。そこでその格差を計算いたしますと一四・七%あるということになるわけでございますが、私どもはそういう恩給審議会方式による改定も、

その時点時点では正当であったと考えるわけでございます。何れも基本から間違っていたという考え方はないでございます。そこで、さしたるりその二分の一の七・三五%を本年度の年金の改定の際に上積みをしていただき、全体として二・三・八%の改定にさせていただきます。こういうことになっていくわけでございます。来年の問題につきましても、また来年度の予算編成の際に諸般の事情を踏まえて十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

○鈴木力君 時間をもたないです。私どもは正直言つて改定のためにこの審議に参加してはいますから、こういうのがこうなつたということとはもうわかつていての質問ですからね、そこそこはもうお答えいただかなくてもいいのですが、少なくともこの二年計画というのは、やはり一年には非常なできないということ、格差があるということとはわかつていての事柄です。そういう事情があつたと思うのです。まあ普通の場合であつたら私はそれでもよからう。ただ、ことしの変動の非常に激しくなつたこれに対応するには、ほんとうはこれも一べんにやればきつめて社会の変動に見合つた処置であつたと思う、そういうことです。しかし、いまから予算どうこうということも、わかりました、それじゃ積みまふというわけにも大臣もこれはお答えにならないと思ひますが、最低限度でも来年はもうそうなるということは、これはもう恩給はどうしたってしなければいけない、いままでのためえからいいですね。だが、それではことしのこの狂乱時代に見合うものがないから、何かもう少し別の手も考えなければいけない。そこで私、大臣もさつきいろいろ年金繰り上げとか、実施期日の繰り上げとかという動きがあるというところをおっしゃつたんですけれども、恩給のほうの実施期日を原案は十月になつておるのを八月に――まあ八月になるか九月になるか、これは不確定でありますけれども、せめて実施期日を繰り上げて、これで幾らかでも変動時代のこれにこたえようという動きがいまあると聞いてお

ります。そこで私は、これは仮定の上に立ちますけれども、恩給がそういうことになれば、共済のほうも同じように恩給に従つてこれは繰り上げになるものだと、この解釈をしておりますけれども、これはいかがですか。

○国務大臣(福田赳夫君) いま鈴木さんの御指摘のように、そういう恩給改定の実施期日の繰り上げ問題というのがあるわけなんです。これは年金・恩給、そういうものの性格論、そういうものからして、はたしてそれが恩給について繰り上げをした場合に年金についてもまたすべきかどうか、そういうところはなかなかこれむずかしい議論があるんです。あるんで結論はまだ出ておりませんが、またこれはなかなかそう簡単な問題でもないので、こういうふうな考へておりますが、もしかりに恩給についてその改定の実施を繰り上げるといふことになりますれば、これは共済給付金につきましても同様に措置すべきものである、こういうふうな考へております。

○鈴木力君 その点わかりました。これはもういまの大臣の御答弁でわかりましたが、もう一つだけ大臣にお伺ひしておきます。

これはいまの問題とちよつと離れます。すなわち、掛け金、それから給付の最高限度額が今度きめられておる。これはいままでは二十二万円であつたものが二十四万五千円に引き上げられた。これは私は、国家公務員の行政職の一等級の給与を基準にしたものと、こう思ひますが、そこで、これが妥当かどうかという実は議論があるだろうと、こう思ひますが、私はこう思ふんです。たとえば国家公務員の一等級を二十四万五千円という現行にしたその気持ちはよくわかるんですが、短期給付と長期給付の両面から見ますと、少なくとも短期給付で見れば、指定職の皆さんはそれに合つた掛け金を出したらどうだろうか。この一等級で押えておるものですか、一等級で頭を打つものですか、結局短期のほうの掛け金も安くなりやしないかという議論が一つ、どうもそういう疑問が出てくるわけですね。ところが、今度それ

を裏返して――裏返してというか、別のほうから見ますと、長期のほうでいいますと、今度はこれを指定職の職を制限なしにやりますという年金が高くなる、指定職の皆さんに、それじゃ指定職ばかり年金が高くなるから、そこでこの辺で押えろという議論が出てくると思ふんです。

そこで、大臣にお伺ひしたいのは、それはいろいろな考へ方があるからどうということじゃなく、国家公務員の――政府職員と言つたほうがいいと思う、天下りの問題ですね。指定職の皆さんの年金額のほうをこういう形で頭をみんな押えておる、だから、おれは天下つて別のところから年金、退職金をごっそり取らなさいいけないんだ、これが権利みたいなところから出てくるとすれば、私は問題だと思ふ。ここからだけじゃないと思ひますけれども、だから私は、どうせ掛け金もかけておるんですが、出すものは出して、そうして一般の公務員と指定職とがそんなにあとに違つた条件でないようなところにはいかないと、この天下り問題といふのはいろいろな議論が、いつでも議論がなくならない。必要論と必要悪論とさまざま議論が入り乱れると思ふんです。こういう観点では、この点は御検討になつたことがあるのかないのか伺ひたい。それから俗にいう天下り、それと指定職クラスの退職後の生活状況との関係はどうなるのか。その辺の所見をお伺ひしたいと、こう思ひます。

○政府委員(辻敏一君) 初めに、事実関係だけ私から御説明させていただきます。

第一の点の短期給付の関係でございますが、現在の頭打ちの制度は短期給付にも同様になりますので、御指摘のように短期給付につきましても二十四万五千円で頭打ちということになります。しかし、健康保険につきましても同様な頭打ちの制度がございまして、これは二十万円ということになつております。厚生年金につきましても二十万円ということになつておるわけでございます。ほかの社会保険制度でも同様な制度があるということとを申し上げておきたいと思ひます。

その次に、特に年金につきましての頭打ち制度の可否でございますが、やはり社会保険制度でございますから無制限というわけにはなかなかまいらぬのではないかと考へております。二十四万五千円をこえて頭打ちにひつかかる者がどのぐらいいるかと申しますと、三千五百名程度でございます。全体の組合員が百六十六万人ぐらいてございまして、比率にいたしますと〇・三%わずかになつております。なお厚生年金の場合、二十万円の頭打ちに該当する者は四・二%ということになつております。

○国務大臣(福田赳夫君) 天下り問題は、これは非常に背景が深く、また幅の広い問題だらうと、こう思ふんですが、基本的には官庁につとめておつて広範な知識を養つたと、そういう人がある程度の年齢に達して退職をする、その人はまだ社会の各方面において使えろという、何と云ふのですか、そういう需要があるわけなんです。そういうところに根本的には根ざしておると、こういうふうな思ふんです。しかし、例外的に、役所のほうの給料が安い、だから民間の高い給料を求めて移動するといふようなこともありましようし、あるいは老後制度、これは民間のほうがいいんだというふうな、給料を求めるといふ場合もこれは理論的には私はあると思ふんです。しかし、基本的にはやっぱり経済じゃありませんけれども、必要の関係、そこにあるんだらうと、こういうふうな思ひますが、いま御指摘の恩給の頭打ちの問題は、これは何と云つた社会保険体系の一つでございます。社会保険体系からいいますれば厚生年金、これが基軸になつておる。それが二十万円と、こういうことになつておる。それとのバランスをならみながら他のいろいろ公的年金の額というものもきめていかなきゃならぬ。そういうことから頭打ち――共済組合の給付金についての頭打ちという制度が設けられておるわけでありまして、この設けられておる趣旨からいいますと、これは天下り、これの弊害を助長するかどうかというように、これは頭になつた問題であると、こ

ういうふう聞いておるのであります。事実おそれなくそういうようなことは私の感觸としてもないんじゃないか、そういうふうに思います。天下りの問題と給付金の頭打ちの問題とは全く別個の問題である、かように理解いたしております。

○鈴木力君 私がかういふとつびなことを言い出したのは、私もやっぱり指定職の皆さんともたまには雑談することもあります。それはおれだって年金は頭押えられし、なんて言う人だって全然ないわけじゃありません。それから需要関係からいって、その行く人が、要らないと言っているところに無理に行つたという例だつてないわけじゃありません。だから、そういう問題も直接これからというの少し無理な理屈づけという気持ちも私もありますけれども、やっぱり指定職という一つの指導者クラスの人たちですね、指導者クラスの人たちの共済の扱いというのは、やっぱり扱いようによつてはいろんな波紋があるということです。たとえばさっき言ったように、短期の場合には一番高いところは五十万から七十万、それで二十四万幾らの給与で短期の給付を出している、もつと出していいじゃないかという一般の平の職員からはそういう感情がわいてくるわけですね。しかし一方、おれ、年金は押えられてるんだからというんで——理解できないわけでもない。この辺の扱いというのは、これは私はさうすべきだという、私自身もさういう、さうすべきだというところまではまだいかなければ、どうもさういふ問題がいろいろさうくすぶっているといえます。全然ないわけじゃない。さうすると、さういふ問題に対処する、指導者クラスの指定職のこの共済との関係をどうすべきかというところはちょっと検討してみたい。たほうがいいじゃないかという感じでは申し上げたんです。あとの点は大臣お帰りになつたあとでまた御質問申し上げまして、私、いまのところ終わります。

○宮崎正義君 大臣、お時間の都合で行かれるのでありますので、詰めて質問をいたしたいと思

います。先ほどの大臣の昭和四十二年以後に於ける国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案の提案理由の説明がございました。その中の第三の、「退職年金等の年金額の算定につきまして、厚生年金保険の年金受給者との均衡等を考慮し、現行の算定方式により算定した額が、通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式により算定した額に満たないときは、その額によることとして、低額の年金額の引き上げをはかることとしたしております。」という、この算定方式のことにつきまして、またそのあとに、大臣の御説明の中に、「恩給における措置にない、旧令による共済組合等からの年金受給者等のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法に基づく退職年金等につきまして、六十五歳以上の高齢者の退職年金が三十二万六千六百円に満たないときは、その額をもつて当該年金額とする等低額の年金額の引き上げをはかることとしたしております。」と、こういう御説明がありました。

恩給法はまだこちらにきておりませんから、またそれが恩給法の改正になれば当然この共済二法のほうも変わつてくると思ひますが、それは別としても、旧令によるものと旧法によるものに基づく人々というものの退職年金の最低額というものがどつちのようになつておるかということ、これもまた大臣お帰りになつたあとでやりまされども、ここで私の言いたいのは、「三十二万六千六百円に満たない」とありますが、現行法の七十六条の二項にありますが、これが現行法の二項のところ、三十二万六千六百円というのが出ております。これを、現行法のもので適用するということなんです、さらに三十二万六千六百円を十二カ月で割つてみますと、大体二万六千八百円ということになるわけですね。そこで、じゃ現在の生活保護費で生活をしてる人たちが現時点ではどれくらいであるかということ、これは厚生省が来ておりますけ

れども、この厚生省のこまかい数字のことにつきましてではあとで詳細にやりますけれども、私の調べましたものと厚生省の調べましたものとわずかに、三百円しか違ひがないということはないんです。が、私の調べましたものを取り上げますと、三万二千六百七十円、これに住宅費等を入れますと三万四千三百四十円、これに一月の保障費を入れますと三万六千六百七十円、さうしますと、先ほど申し上げました低額に満たないものは二万六千八百円というふうな一カ月なるわけですが、これではたして今日の物価上昇に對して生活ができて得るものかどうなのか、これは基本的な問題だと思ふんです。

その点が一つと、これらの現在の社会情勢、悪性インフレ、高物価という段階の中から、先ほど大臣が御答弁になりました、昨日の本会議で米について追加払いをせよという質問もあつたという御答弁が先ほど鈴木委員の質問に對してございまして、そこで昨日、武蔵館に全国から一万余名の人たちが、農民の代表が集まりまして、そして全国農協中央会では、一俵一万六千七百四円ぐらいにしなければいけないという要求と、それからさらにいま大臣のお話にありましたような追加払いということも要求をしてるようでありまして、今回の春闘の相場が前年に比しまして、報じられるところによりますと三二%ともいっておられます。三〇%とかりにしましても、さうなりますと、全産業平均の生産者価格というものがこれはかなりの押し上げ率になつてくると思ひますし、それから卸売り物価等の問題も消費者物価等も相当押し上げられてくるということは当然だと思ふのですが、さういふふうな事情の中にあつて、先ほど言いましたわづかな、ほんとうにわづかな年金で生活をする人たちは、これは国家に大きく何十年と功績を残してきた人たちの生活というものの、その功績から見ても、さういふ率直な面から、私は端面的な面から質問して、いいのかわいのか、生活保護を受けている人でも、もうすでに一級地で住宅費の五千五百円の値段を入れば三万円ぐらになる。さういふふうな面から考

えていってみても、これは大臣が、先ほど御答弁がございましたようにすけれども、私は率直に大臣の気持ちをおためたて聞いておかなければならな

いと思ふのです。さういふことでしよう。

○国務大臣(福田赳夫君) インフレといふものは、これは社会各方面に不公平を巻き起こす、ことに強者といふか強い者、力のある者、さういふ者を太らせるが、弱い者にこれを押しつける、さういふ社会的構成から見ればなほだ憂慮すべき現象である、さういふふうな考へておるわけでありまして、それだけにインフレといふものに早くともめを刺さなければいけません、さういふ全力を注いでおるわけでありまして、さういふ同時に、現実にかつたインフレ、これに對する対処策といふものも一方において必要である。さういふふうな考へまして、ですから四十九年度の予算なんかも、インフレ対策、つまり物の需要を抑制するといふ面は、とにかく四十七年度水準以下にこれを押え込む、しかし、社会保障といふようなものにつきましてはこれを大幅に拡大しまして、そして弱者の対策を進める、さういふ考へ、基本的考へ方をとつて編成したわけでありまして、ところが、経済はかくなるであつて、さういふふうな展望しつつ予算の編成に当たつたわけでありまして、経済は、私は、私どもの見通しのように物価は逐次鎮静されつゝある、さういふふうに見ておるもの、それまでの間に、予算の編成は一月に行なわれた、最終的決定は一月に行なわれた。ところが、その後におきまして、当時の見通しよりも物価がもう四十八年度の上がっちゃつた。さういふ問題がありまして、そこで、それらのものに対する対策をさういふふうにしていくか、さういふことに苦慮しておるわけでありまして、何とかこれは施策を、そのような現象に對する施策は講じなければならぬ、さういふふうな考へまして、ただいま厚生省との間でも意見の交換をいたしておる、さういふ段階でございます。さういふことで御了承願ひたいのです。まだ具体的にさういふところまで進んでおりません。

井がありましたが、率をとるというふうにするか、
 こういうふうにするかというようなことは、これ

はまた専門委員会等で一生懸命やるでありましようけれども、国民の気持ちとしては、今度、今国会で、予算委員会等で相当問題が出てきまして、大手商社の不当利益とかあるいは不当な脱税をやったとかというふうなものに対する予算上の処置はどんなふうに政府はするんだらうかというところも国民は見ていると思うんですが、いずれにしても、食費会計の面からも、もっと食費会計というものを生かしていかなきゃならないし、逆さや云々等ありますけれども、この食費会計は何のためにあるのかということ、それからもう一つは、この問題が相当大きな、もし将来に投げかけてくるような課題になってくるとすれば、これはいまにして十分な考え方をまとめておかなければならぬんだと私は思うわけです。したがって、結論的に申し上げれば、食費会計は何のためにあるのか、現在の国の財政規模からいって、食費会計の赤字が、報じられるところによると、米だけについて言ってみると四千二百七十億圓ぐらいいですか、それから今度はかりに三〇％の上昇率をしてみると一兆円近くになるんじゃないかとを報じられておりますけれども、こういう面からいってみても、いまの国の財政規模からいって、これは当然消費者米価というものの、それから生産者米価というものの、食費会計というものの、これをばっきり明確にして考え方を進めていかなければいけないんじゃないかということだけを私申し上げておきたいと思うんです。

それから本題からちょっと横のほうに行きたいですけれども、これは一番基本的な大きな問題になるので、大臣のほうから出たものですか私もちよっと申し上げただけで、先ほど私の申し上げました生活保護を受けている生活保護者の方の現在の一カ月の給付ですね。それから先ほどの七十六条の、現行法の最低額に達しないものはこの三十二万六千六百円にするという、これ自体もいま申し上げたように非常に低いわけです。この二つのことについてどういうふうにしぼってお考えになっておられるのか、御答弁がなかったと思うん

です。

○国務大臣(福田赳夫君) まず、生活保護世帯ですね、あの問題につきましましては四十九年度の予算を編成する際にかなり思い切った給付基準の引き上げをいたしておるわけでございます。ところが、予算をきめたあとで昭和四十八年度中になお異常な消費者物価の高騰が続いたわけであります。でありますので、四十九年度とすると、いわゆる消費者物価のばたが高くなってきた、こういう問題があるわけでありまして、つまり物価の底上げ、底が非常に上がってきた。こういう問題があらまして、そういう情勢の中で生活に特に困窮しておる生活保護世帯というのに対してどういふふうに対処するか、こういう問題があるわけでありまして、そういうことにつきましては年度末にある種の対策は講じておるわけでありますが、なおこれは放置できない問題じゃないかというふうな感じがいたしまして、いま厚生省当局とも何か対処法案がないかなというところで相談をいたしておるんです。まだ相談の結果は熟しておりませんけれども、何らかの対策はしなければならぬのかというふうに考えて鋭意検討いたしておる、こういうふうに御了承願います。

○理事(岡本信君) ちよっと速記をとめて。

(速記中止)

○理事(岡本信君) 速記を起して。

○政府委員(辻敏一君) 申すまでもないところでございまして、年金給付は老人の医療サービスの生活設計の有力なよりがかりになるものでございまして、これに對しまして生活保護は社会扶助という観点から、収入、資産その他あらゆるものを活用してなお最低生活を維持できない場合に国民の最低生活を保障するたてまえのものでございまして、したがって、両制度の目的とか給付の性格の違いから申しまして、年金と生活保護の給付の水準を直接比較することは必ずしも適当ではないのではなからうかというふうに考えておるわけでございます。もちろん年金の改善充実につき

ましては従来からも努力してきておるところでございますし、今回もただいま御審議いただいておりますように、恩給にならしまして二・三・八％の改善をいたしておるほか、年金の算定の基礎になります俸給のとり方を変えますとか、あるいは特に低額年金の是正のために先ほど御指摘のございましたいわゆる通算退職年金の方式に準ずる方式を取り入れますとか、あるいは低額保障を増額いたしますとかいろいろのことをやっておるわけでございまして、全体としてみますと、先ほどもお答え申し上げましたように三〇％以上の改善になっておりますし、旧法、旧令年金につきましても相当大幅な改善になっておるわけでございます。したがって、今後ともまた年金の改善、充実にさらなる努力をまいりまして、老後生活のささえとなるような年金水準の実現のために努力をいたしてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○宮崎正義君 その問題はあとでゆくり大臣がお帰りになってから数字をあげながら話し合ひをしていきたいと思います、いまちよっとひつかかるのは、その目的が違うから——これはわかります。法律によって目的が違うことはわかりますが、しかし、究極のところは国民の生活というものは一つだと思ふんです。国民の生活をどうするか、しかも二十年も旧法、旧令によってやってきた人が、この最低額から考えていっても、特に考えられることでなければ、もう一つは、年金を受けていきながら、いま御答弁にありましたように生活保護法によって生活扶助を適用されて受けている人もおるわけです。そういう例が何人ぐらいいると現在辻次長はおつかみになっているか、それはあとでゆくり聞かしてもらいますけれども、そういう面から私はほとんど話は詰めていって、国民の一人の人の生活というのをどんなふうにして守っていくかという論争になってくるわけです。これはあとでやります。もう一つ大臣がおいでになるときに伺っておきたいと思ふのは、国共法の定款にははるされ

ております、定款によってやっていけということになっておりますが、「組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない」とと第六条にございます。「目的」から始まって九号まであります。一が「目的」、二が「名称」とか、「三事務所所在地」とか、四が「運営審議会に関する事項」とか、五は「組合員の範囲に関する事項」とか、「六 給付及び掛金に関する事項」——これが今度問題になっております。「審査会に関する事項」、八は「資産の管理その他財務に関する事項」、九 その他組織及び業務に関する重要事項」、さらには「前項の定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない」、このようにはっきり事が規定されております。

そこで、お伺いをいたしたいのは、当然連合会の加入の一般組合員は本俸の千分の四十四というふうになっております。建設省、林野庁、郵政省、印刷、造幣、こちのほうの率はどんなふうになっているのか、これをまず次長のほうから御答弁を願って、それで大臣にお伺いしたいと思ふます。

○政府委員(辻敏一君) 掛け金率でございますが、ただいまお話のございましたように連合会の一般組合員は千分の四十四でございます。郵政省は千分の四十二・五、印刷千分の四十四・五、造幣千分の四十五、林野千分の四十五・五、建設千分の四十四ということになっております。

○宮崎正義君 いま大臣お聞きのように、それぞれみんな違うわけですね。これに對して運用面からいっても、それから福利厚生面からいきまして、これ、いろいろ問題はあつちと思ふます、省自体に。ありますけれども、福利の運用面なんかに虎の門の病院をつくつてあるとか、あるいは厚生省は厚生省、郵政省は郵政省等でも治療所をつくつてみたりのいろいろやっておるようございまして、こういう福利の面に積み立てたものを活用しているという、これは統合してというお考えを持ってやれないのかどうかということですか

ね。しかもこれチェックするときには、届け出てチェックするときには全部大蔵大臣の認可によつてやっているわけですから、これが、この率もいかに悪いのか、いかどうかということも全部おわかりになるわけでありまして、そうしてみれば、それだけ省は違いますが問題ありますよ、問題あることはわかっていますけれども、将来の考え方としてどういうふうにお考えになるのか、この点を伺っておきたいと思ふんですがね。

○国務大臣(福田赳夫) 共済組合——いろいろの組合によりまして掛け金率等に違いが出てくる、これは長い間のいきさつもありまして、そのつとめる職場における勤務の実態というふうなものもありますから、多少のこれは差別が出てくるということはやむを得ないんじゃないかと思ふのです。

そこで、第二に統合論でございますが、そういう掛け金に違いが出てくるというふうな背景のある諸組合でございますので、統合すると形は整うような感じもしますが、実際問題とするとなかなか利害がふくそういたしまして、錯綜いたしまして、そう容易な問題ではないのじゃないか。まあ統合運営だということになると、これはかなり合理化される、そういう形でございまして、さて統合できるかできないかということになりますと、さあここでお尋ねがあるいは御意見がありますので、統合の方向でやりましよう、これまでに言い切れない、こういう現状でございますが、しかし、御意見の点は十分頭に置いて対処してまいりたいと、かように考えております。

○宮崎正義君 というのは、専売のほうは千分の四十六・五ですか、国鉄が千分の四十九・五、国鉄が一番高いわけですが、電電が千分の四十六、それから衛視とか警察のところでは千分の四十七というふうな大体似通った率なんですがね。そうしますと、それは長い歴史の上から——私どもそういうことは存じております。存じておりますけれども、これもみんな集めてみましても大体似通っているわけですよ。似通っているとする

ば、より高度化といえますか、効率化といえますか、そういう面では私に相当前向きに考えられるんじゃないかと思ふのです。

もう一点は、この健康保険の保険料もこれまた各省全部まちまちなんです。

〔理事岡本悟君退席、委員長着席〕

これらの点についても相当問題点がある。今回短期給付の任意継続制度の創設をするということですが、健康保険の保険料の問題も各省違ふんですがね。こういう点も時間があるから、私は省略をするわけですが、いろんな総合的な物価問題というものはこれは一つなんです、大臣のおっしゃった狂乱物価という物価はひとしい形なんです、全部国民の中にしわ寄ってくるんですから、そういう考え方——私の考え方は飛躍しているかも知れませんが、そういう面からいっても、率からいって、これはもう少し考え方を變えていったほうがそれぞれの事務的処理というものを簡略にできて高効率化していくんじゃないかというふうな——これは私の考えですがね、いかがなものでしょうかね。

○国務大臣(福田赳夫) まあ、統合運営といいますが、そういうことになると、形としては一つの近代化というか、合理化というか、そういうような感じがしますが、しかし、組合ごとにそれぞれのいきさつもありますし、また組合自体が自主運営というふうなことを希望いたしておると、そういう面もありますので、理論は理論といたしまして、実際問題とするとなかなかこれはむずかしい問題じゃないか、そういうふうな思ふんです。御意見の点はよく承知しておきまして、推移を見たいと思ひますが、とにかく自主的に活発に行動するような組合にしたいというふうな気分もあるし、またそれなりの私はメリットが現在の仕組み、構成の中にある、こういうふうに見ております。

○宮崎正義君 もう一点お伺いをしますけれども、国共法の第八章、第百一条のところに国家公務員共済組合審議会というものが持たれているわけですが、そこでお伺いしたいのは、三公社、これにはないように思ふのですが、これはたしか衆議院の大蔵委員会も附帯決議をされていたんじゃないかと思ふのです。これはわかりませんが、私も、私ちょっと勉強不足ですけれども、公共企業体の職員等の共済組合にやはり審議会等をつくって、国共法にあるように、そういうふうなことを考えられるかどうか、この点を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(住田正二君) 御指摘のように公企体につきましては運営審議会がございすけれども、国家公務員のような審議会は持っていないわけでございます。で、公企体の監督をいたしておりますのは、国鉄については運輸省、電電については郵政省、専売公社については大蔵省ということ、三つに分かれてはいるわけでございます。いま便宜運輸省で三公社の年金の問題を取り扱っておりますが、もし審議会をつくるということになりますと、各省にそれぞれつくらなければいけないという問題があるわけでございます。そういったしますと、三つの審議会の調整の必要が起きてまいりまして、各省に一つずつつくるのはかえってまずいので総理府にもつくらなければいかぬというふうな機構上の問題があるわけなんです。審議会を総理府につくるということになると、また年金の事務についても各省にそれぞれ置いておいていいのかわからないことと、組織の問題までいろいろ検討する必要があるのではないかと思ふわけです。

○委員(寺本広作君) 三つの組合しかなければ、三つの調整は関係者が集まって話し合えば大体話ができるのじゃないか。あるいは運営審議会のほうの意見も出てまいるわけでございますし、法律を出す場合には必ず社会保障制度審議会にかけるというたてまえになつておりますので、確かに御指摘のような問題がございすけれども、非常にむずかしい問題でございすので今後の検討課題にいたしたいと考えておるわけでございます。

○宮崎正義君 運輸省、郵政省、専売の方々も来ていますね。——来ていないのですね、じゃ聞くことはできない。いまの問題については、確かに作業がふえるというか、そういう制度を設けますと、いろいろな問題点も残されますが、はたしてメリットの面でもいかにどういふことであるかということ。こういうことについて大蔵大臣の御所見をひとつ伺っておきたいと思ふのですがね。

○国務大臣(福田赳夫) どうも私もその問題につきましてあまり考える機会がなかったわけでございますが、いま運輸省のほうからのお話で、よく検討するという話でありますので、その検討の際には大蔵省も参加いたしましてまいりたい、かように存じます。

○委員(寺本広作君) それでは午前から引き続きの審議はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午後二時五十分休憩

○委員(寺本広作君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、竹田現照君が委員を辞任され、その補欠として鈴木強君が選任されました。

○委員長(寺本広作君) 休憩前に引き続き、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案、以上両案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木力君 さっきの続きですけれども、恩給法で去年の給与改定率一五・三%ですか、これはまあそれでわかりますが、あと恩給水準と公務員給

与水準の格差ですね。これはさっきも御説明をいたしておるんで、それはわかると思うんですけども、そうしますと、この法案の表に出ているように年々格差が少なくなります。これは当然そういうことになるわけでありまして、おそく退職した人ほど格差が少ないのはそのとおりだと思いますが、その中で一カ所だけ、たぶん昭和三十三年の四月一日から四十年の三月三十一日まで退職したところと、それから三十九年からのところと、四十年からのところが一方は一・八・六、それから一方は一・八・八、ちょっと常識的にいって、普通で考えると、これが取りかえられておればちょうどいいように見えるんですけども、それだけ計算の根拠があると思えますんで、だから間違ったかどうかはなしに、ついでにこの理由を説明していただきながら、この計算方式をひとつ教えてくださいますか。

○政府委員(辻敏一君) 今回の共済年金の改定の率の中にはいわゆる格差は正分を含めておりますことは御指摘のとおりでございます。なぜ、そのいわゆる格差が生じたかということにつきましては午前中にもお答え申し上げたとおりでございます。四十七年度までによっておりました恩給審議会方式と公務員の給与改善率の差であるわけでございます。

そこで、ただいまお示しのごしました三十九年度の改善率と四十年年度の改善率の問題でございます。確かに通常の形でございますならば、退職年次の古いほうが高い改善率になってくるわけでございますけれども、たまたま四十年年度は給与改善率が六・九％でございますのに対して、消費者物価の上昇率が七・一％ということになっておりまして、この年度だけたまたま消費者物価の上昇率のほうが給与改善率を上回っておるわけでございます。したがって、三十九年と四十年年度の改善率を比べると、三十九年のほうが一・八・六で四十年年度の一・八・八よりやや低いと、かような結果になったわけでございます。

○鈴木力君 その計算方式を教えてください、何

かける何、プラス何とやって一・八・六と一・八・八になったやつを。

○政府委員(辻敏一君) 共済年金につきましては、四十七年度の改定の場合に、退職年度別にそれぞれいわゆる恩給審議会方式で算定いたしました改定率を乗じて改定するという方式に改めたわけでございますが、今回の年次別の改定率につきましては、要するに各年度の給与改善率をずっと累積してまいりまして、それと恩給審議会方式の公務員の給与改善率の二つの一を四十八年度の公務員の給与改善率の一・五・三にかけますと、その年度別の年金の改善率が出るわけでございます。方式としてはそういうように計算をいたします。

○鈴木力君 だから数字を入れて、その式と答えと出してください、三十九年度と四十年年度と。

○政府委員(辻敏一君) それでは例をとって御説明申し上げますと、四十年年度の場合でございますと、給与改善率が一・五・二ということでございます。それに対して、従来からの年金の改善率が一・四・二七ということでございます。その間に格差が一・〇六〇という格差がございます。したがって、その半分の格差が一・〇三・三％でございますので、四十八年度の給与改善率の一・一・五・三、一・五・三にさらにその一・〇三をかけますと一・一八八という数値になるわけでございます。

○鈴木力君 何かどうも——これ、いまのは四十年年度ですか。三十九年度はどうなるんですか。

○政府委員(辻敏一君) 三十九年度で申し上げますと、給与改善率を累積してまいりました率が一・六・一六という数値になります。これに對して、年金の改善率が一・五・二八。したがって、このところでは格差が五・八％あるわけでございます。その五・八％の二分の一が二・九％でございますので、四十八年度の給与改善率の一・五・三、それと二・九％をかけ合わせますと一・一八六、一・八・六ということになるわけござ

います。

○鈴木力君 四十年年度のほうが給与改善率が一・五・二、それから物価のほうが一・四・二七。三十九年度のほうはどちらも高いわけでしょう。そうしておいて掛け算して出てくる分が三十九年度のほうが低くなる。どうもそこがよくわからぬです。高い数字をいじくっておって出た答えが低くなるというところがわからぬです。

○政府委員(辻敏一君) 先ほども申し上げましたように、通常でございますならば給与改善率のほうは消費者物価の上昇率より高いわけでございます。しかし、たまたまこの年度に限りまして給与改善率のほうが一・九、消費者物価の上昇率が七・一というふうな消費者物価の上昇率のほうが高いものでございますから、そこで従来のいわゆる恩給審議会方式の改定でございますと、消費者物価の上昇率ですでに上がっているわけでございます。それを今回はいじくして低いの給与改善率で置き直して計算するものでございますので、たまたまこの年度だけそういう結果になるということでございます。

○鈴木力君 これはあとにしましょう、時間がかりますから。あとできつと計算式をつくって、いまのかけた数字の出したものと、いまおっしゃったものと違おうでしょう。結局三十九年度と四十年年度と比べると、あとで申されたのが三十九年度でしよう。それが、さっきおっしゃったのは給与改善率一・六・一六、それから一・五・二八と、この二つは物価ですか、これ。すべてが高いわけですよ。そうしてかけた結果が低くなるということところが——だからこれはあとでゆっくり伺います。このところはよくわからないということなんです。これは実際の数字を入れた式でよくやってみないと、どうもよくわからない。これはまああとにします。こっちは基礎がないのを伺って、なかなかわかりにくくてだめだから、委員会が済んでからでもゆっくり伺います。

の構成はどうなっておりますか。

○政府委員(辻敏一君) 国家公務員共済組合の運営審議会につきましては共済組合法の第九条に規定があるわけでございます。各組合におきまして重要な事項につきましては運営審議会にはかるというたてまえになっておるわけでございます。その構成でございますが、「委員十人以上以内で組織」をして、「委員は、各省各庁の長がその組合の組合員のうちから」任命をする、そして任命をする場合には、「組合の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから命ずるものとし、一部の者の利益に偏することのないように相当の注意を払わなければならない」、かようなことになっております。

○鈴木力君 条文を読んでいただかなくて、たとえば大蔵省の共済組合ですと、役所側の委員が何人、それから組合側の委員が何人というふうなそういう構成を聞いています。よその省はいいですが大蔵省だけ……。

○政府委員(辻敏一君) いわゆる官側に当たりますものが事務次官を含めまして五名、それからいわゆる組合側の代表者が四名、大蔵共済の場合にはさようなことになっております。

○鈴木力君 まあ、いわゆる官側が五名ですか。いわゆる官側という、これはおそろく次官を含めてですか、あとは担当の局長さんとか課長さんですか、この五名の内訳は。

○政府委員(辻敏一君) 大蔵の共済の場合には、御承知のようにいろいろの職域が別になっておりまして、本省系統から一名、税関の系統から一名、国税の系統から一名、財務局の系統から一名というふうになっておると承知いたしております。

○鈴木力君 それは各職域の長が出てくるわけですか、その五名は、どういう方ですか。

○政府委員(辻敏一君) ただいま申し上げましたのは、いわゆる組合のほうの代表ということでございます。

○鈴木力君 私の聞いているのは、官側の五名の内訳をと聞いているのですよ。

○政府委員(辻敏一君) 官側のほうも大体そういう職域にたいしては、財務局系統でございまして、地方課長、それから国税でございまして厚生課長というように、それぞれの代表がなっておりますのでございませう。

○鈴木力君 これは私がこまかいことを少し聞き過ぎたみたいで恐縮なんですけれども、私はこの運営審議会のあり方にちょっと疑問を持っております。いまのことを伺ったのです。会長は次官がやっていますか、大蔵省は。

○鈴木力君 そこで、これは運営審議会の任務と第十條によりまして、定款の変更、運営規則の作成及び変更、毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算、重要な財産の処分及び重大な債務の負担、それから二項には、そのほか、「各省各庁の長の諮問に應じて組合の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき各省各庁の長に建議することができ、いろいろありますけれども、この趣旨は私はやっぱりいわゆる執行者側ですね、共済組合の執行者側の方が、議長から責任の地位を持っています、受給者側の立場の人というのが従っている。私は運営審議会というものは、それを逆にして、いわば審議機関ですけれども、受給者側の立場に立った意見を多く出させるような機関にすることが民主的ではあるまいか。次官が執行の責任者ですから会長で、招集権も次官にある。そうすると、受給者側のほうで何か強い要望や意見を持ってきたら、これは招集権がない。いつでも受給者側のほうが主従の関係で言えば従になつておると思ふんです。

ですから、執行責任はこれは省が当然法律に基づいてやるわけですが、その将来の運営やなんかについての意見を聞いてそれを建議をするとか、そういう審議は私は受給者側のほうにもっとウエイトを置いたようなものをするべきではなからうか。いま大蔵省で伺いますと、九人のうち、

本省側といひますか、いわゆる官側が五名、組合側は四名、この数字からいっても私は組合側が一人足りないような気がする。もちろん、この場合に、採決をしたり、そんなようなことにはならぬにしろ、あり方として私はそういう配慮をすべきだと思ふんですけれども、それを次官でなくて、いわゆる役所側の責任者でない受給者側の代表を会長にしていけないという理由、どこかにありますか。

○政府委員(辻敏一君) いわゆる組合側の委員と主管者側の委員の数の問題でございまして、これは各組合によつていろいろ実情が違ひまして、たまたま大蔵の場合にはいわゆる事務主管者側が五、組合側が四ということになっておりますが、五対五になつておる組合も非常に多いわけではございまして、あるいは四対四のところもございまして、逆に事務主管者側が四に対して組合側が五というところもあるわけではございませう。いずれにいたしましても、先ほど読み上げた条文の趣旨に従ひまして、一部の者の利益に偏することのないよう相當な注意を払つて任命するということではございまして、それぞれの組合の実情、大蔵の場合で申しますと、職域の問題とかそのほかいろいろございまして、そういう実情に應じて組合ごととに自主的にやっていると、この趣旨にございませう。したがひまして、私も運営審議会の運営については、各省の実情に沿ひながら自主的に行なわれていこうというふうに考えているわけではございませう。

そこで、次の問題の、それでは運営審議会の会長、代表者がだれであるかということではございませうが、これはおおよそ各共済組合の本部の長、普通の役所の場合でございまして事務次官がなつておるのが実態でございませう。形式的に申しますと、会長の選任は各共済組合の定款で定められてゐるわけではございませう。それから共済組合法の第一條にございまして共済組合の目的、これは国家公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与するとも、公務の能率的運営に資するということになつて

ておりまして、国家公務員共済の目的は、いわゆる社会保障的な目的にあわせまして、公務の能率的運営、公務員制度の一端でもあるわけではございませう。そういう意味合いにおきまして、共済組合の事務の執行者が会長になることは、共済組合のあり方からいひましても適當なところではないかというふうな考へております。また、運営につきましては、先ほど申し上げましたように、十分自主的に行なわれていけるものというふうに承知をいたしております。

○鈴木力君 そうなつていふことはわかっているから、私は意見を申し上げながら質問をしているんでしてね。おおよそ次官になつてゐるから私はそれが問題だと、こういうことを言っている。

それで、執行側が、いわゆる官側ということばが正しいのかどうか、これもちょっと疑問でございませう。いわゆる官側と、こういうことばを使つておれば、官側がその責任の立場に立たなければ共済組合の公正な運営ができないという考へ方が私は基本的には違ふと思う。組合員で、掛け金を徴収しておるわけですね。もちろん政府が金を出してはいますけれども、こういう制度こそ私は組合員にほんとうに自分のものという意識を与えて、そういう運営の責任を一般の組合員にも持たせるべきだ、これがほんとうの民主的な運営ということになるから、だから運営審議会の会長はどこまでも役所側の次官がならなければいけないんだという思想が私は、掛け金を出している受給者の立場に立つ組合員を非常に、何といひますか、信用しないというのかですね、官独善というような思想がその中に入つてゐる。ところが、そうじゃなく、共済組合というのは組合員がみんな利益を受けるわけですから、そうすれば、自分のものだという考へで、受給者側が会長をしてもそんなに不公正なことにはないわけですよ。逆に責任を持たせていくところに、たとえば掛け金を少し上げなければいけないような事情があると、そういう

場合の責任も持たせるところに、組合員が納得をしなからこの会の運営というものを伸ばしていきけると思う。これは私がなぜこういうことを言いますかという、これも国家公務員の例じやありません、よけいなことですが、私の経験をひとつ申し上げます。

私が岩手県におりましたときにそういう議論をいたしました。岩手県の当局は、それはもっともだ、私が会長をしばらくやった。そうしたところが、政府のほうからけしからぬということがあつて、これは地方教職員の共済ですけれども、それで私がやめたあと教育長が会長にまた戻つた。これは岩手県だけがそうであればよいけれども、たとへばいろいろな施設の運営なんかにつきましても、うっかりすると、どうもやっぱり受給者側にはおかしいなと思ふことが出てくるんです。官独善という立場に立ちますという。たとへば国家公務員の宿泊施設があるでしょう。その場合に、組合員が使うときに満員でございまして断られる。何で満員かというと、本省からの出張の方の歓迎会とか出張の人が泊まるとか、そちらが優先的にとられたり、官側の会議が優先をしたり、そういう例だらけだ。またまたあるんですよ。全部そうだとはいひませんが。そういう面はどこまでも受給者側の立場に立つた運営ということに基本を置いてやる、そういうことが、具体的に会長がだれになつたからというよりも、運営の基本というものを、受給者側の立場に立つた基本方針というものを立てて運営審議会なりそういうものを民主的に運営をしていく、そういう方向に私は切りかへるべきものだ。

私が申し上げたいのは、特に形の上でだれがなつたというよりも、どうも執行の責任者でない者に運営審議会なら運営審議会の会長を持たしてやると心配だという、この思想を私はいわけしからぬと、こう言いたいんです。利益を受ける組合員なんですから、みんないい組合にしようと思つてゐる、みんなですね。そういう人たちに責任を持たせながらやればよい。しかも運営審議

会できまっても、法律や何かできちつとしたワケがありませんから、そんなに暴走するはずはありません。他の省庁は別として、私は大蔵省に限って聞いています。大蔵省のほうは、いわゆる受給者側が四名、各職場から集めてと、こういうことになる。次官は別だから、なるほど職場ごとに四対四にしたという説明はつくかも知れません。しかし、やっぱり総括的に組合側の代表する者をもう一人入れた方がいいじゃないか、十名以内というならですね。何かそういう印象を与えるような、あるいは基本的にかく執行者以外には責任を持たせられないのだという思想に私はあふなかしさを感ずる。そういう思想がなければ、審議会長なんか定款にきまつているからなんということは、それはこの場で言うことばじゃない。だからが陳情に行ったときに言えばいいんで、定款だって直せないものではないんですから、そうだとすれば直せばいいでしょう。どうですか。

○政府委員(辻敏一君) 運営審議会の運営が自主的、民主的に行なわれなければならないことは、これはもう御指摘を待つまでもなく当然のことであるわけでございます。ただ、お話の運営審議会の代表者、いわゆる会長につきましては、むしろ先ほど来申し上げておりますような共済組合の制度のたてまえから申しまして、事務執行の最高責任者である、通常の官庁でございますと次官でございますが、事務次官がなるのがむしろすなおな形ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。なお、ほかの社会保険制度、たとえば健康保険組合でございますとか、あるいは厚生年金基金でございますとかというものがございまして、そういうところの組合あるいは代議員会が設けられております。その議長につきましては、政令によりまして、事業主の選定した理事のうちから理事長がなるという形になっているようにございまして、そういうほかの制度とのバランスから申しましても、そうおかしなことではないんではないかというふうに思っております。

○鈴木力君 それはいままでの政府の考え方がそういう考え方に立ったということとはわかっていない。なぜそんならば、大蔵省で言いますよ、次官でなしにどこかの職場の担当者、明るい人が会長になったらどういふ支障が出てくるのですか。それから官側でない委員をもう一人ふやしたらどういふ支障が出るのですか。やはりあれでしよう、さっきも言ったように、使用者側の、あるいは理事が選任した者が会長になるということになっている、その思想が一貫してどこにも流れておる。しかし、国民というものはもう少し成長しているんじゃないですか。もつと信頼していいじゃないですか、組合員を。役所という立場からものを、役所オンリーでやって、あとは信用できない、あるいはあとの者は仕事の能力がないんだと、そういう立場が一貫しているでしょう。だから会長なんか民主的に選びなさいというゆとりがどうしてできないのですか。そのことですよ。それはね、私がなぜこういうことを言うかということ、これも統計とったわけじゃないけれども、しかし、大蔵省とは直接は申し上げませんけれども、そういう主張があってもなかなか受け入れられない、いまではもうみんなあきらめたんだというふうな、そういうことがあるんです。あるから私は言っているのですよ。

○政府委員(辻敏一君) 運営審議会の構成なり会長の問題につきましては御意見は十分拝聴させていただいたわけでございます。運営審議会の運営につきましては、先ほど申し上げましたとおり、これが自主的、民主的に行なわれなければならないことにつきましては全く同感でございます。今後ともそういう運営が行なわれるように私どもといたしましても努力をしてまいりたいと思っております。

を。そして次官でないほうがいいと言ったら、直すという努力をまず大蔵省が模範を示していただきたい。これは御要望申し上げておきます。その次に伺いたいのは、この公費の分担ですが、これも、まあそれぞれ公費で分担をされておりますが、国家公務員の共済組合は国の負担一五%ですか。これは一五%間違いないですか。

○鈴木力君 ところで、厚生年金は二〇%でしよう。それからたとえば農林年金、私学年金は一八%。いままでは全部厚生年金を基準にという御答弁をうつつとちよいだいておったんだけれども、この公費の負担は厚生年金は基準にならないう。これはどういふわけですか。

○鈴木力君 それは、いままでやっていらっしゃる皆さんが妥当だとおっしゃる気持ちにはわからないわけじゃない。ただ、私どもにいまの御説明では納得できない面が幾らもある。たとえば、厚生年金と国家公務員と比較をすれば、国家公務員が年金が高いから国費は安くいいんだと、要するに年金が少し高過ぎるからもう少し低く押えるというふうにししか聞かれない。しかし、厚生年金に入っている組合員と国家公務員の組合員との平均給与が違わない。平均給与が同じで厚生年金が低くて国家公務員が高いというなら、いまの話は私にはわかる。これはもう厚生年金の場合には特に給与の安い人たちが相当おりますから、だから国が国家公務員よりめんどろを見なければならぬ、ということには私はよくわかるんです。したがって、厚生年金が現状でいいということは私は言っているつもりはないんですよ。言っているつもりはないが、そのものと格差があるということ、それを除いて現在の年金額の違いがあるということ、とを、あまりそこにこだわるといふことも、これは私は公平な言い方じゃないと、こう思うんですね。それから、国家公務員が給与が高いという理由、特に国家公務員だけよくしているという意味じゃないと思う。平均の学歴を比べてみれば、国家公務員の学歴の平均と、それから厚生年金の所属組合の学歴の平均と。あるいは中小企業、いろいろな賃金水準の低い人たちもいる。これを上げなければいけないというところは言えるけれども、その低い層がいるから高い層を押さなければいけないという理屈は私は納得できない。だ

る、その間に受給期間の差があるわけでございまして。そういうものを総合いたしました給付水準というのを考えてみますと、国家公務員共済年金の場合を一〇〇%といたしますと、厚生年金の場合は大体六〇%程度ではなからうかと考えております。そういう給付水準の差を考慮いたしますと、現在の国家公務員共済年金のおおむね妥当なところではないかというふうに考えているのでございまして。

から、比較をする場合には、そういうデータを全部出して比較をしないと正しい比較にはならない、そう思います。

したがって、私に言わせれば、さっきからいろいろ言っていましたように、正直言いまし、これ以上がっちゃんけないというところは法律のどこにも書いてないと思うのです。運用上そうしてきたということだと思います。もちろん、その厚生年金と格差があつていいということじゃありません、誤解のないように私は申し上げておきたいと思ひますけれども。そうじゃなくて、むしろ恩給と共済年金というものの持ち合いのほうがいま運用上からいうと強くなつてきているわけですから、長期でいいますと。特にそういう関係からいいますと、また農林や私学、これもまあ内容からいいますと農林年金だつて決まっていますとは言えない。農林、私学、これは国公共共済とは違ひますけれども、やっぱり二〇〇程度には上げてある。そういうことで内部のほうの充実をする、こういうことがもう考えられていいのではないか、こういうふうには私に思ひます。

まあしかし、さっきの御答弁で、何が何でもこれがいんだという御答弁をちょうだいすると、そんならもう質問しないほうがいいのかなと思ひたりもしますが、しかし、その比較だけはもう少し正確な比較をして説明していただかないといけませんから、もう一度その比較のことを言つてください。

○政府委員(辻敏一君) 国庫負担の御議論の場合に、率の比較もさることながら、額で比較するというところもあるわけですが、受給者の一人当たりの国庫負担額で比較をいたしますと、国家公務員共済の場合には、四十八年度の新規発生年金で計算をいたしてみますと、一人当たり年額にいたしまして十二万八千四百円負担をすることになるわけですが、厚生年金の男子の二十七年の被保険者期間の受給者をとつてみますと、十二万三千四百円でありまして、額と

してはすでに国家公務員共済の場合が高い負担をしておるといふことも言えるわけですが、

なお、確かに給付の問題は掛け金の問題とも相関関係があるわけですが、厚生年金は先般の改正の際に保険料も引き上げになりました。現在厚生年金の男子の被保険者の負担は千分の三十八ということに相なつておりますが、これは午前中も御議論のございましたように標準報酬ベースでございますので、本俸のベースに換算をいたしますと千分の四十六・三ということに相なりま

す。国家公務員共済の場合は連合会の場合で千分の四十四でございますから、まあ掛け金あるいは保険料を比較してみますと、むしろ現在では厚生年金のほうがやや高いという計算もできるわけでございますので、そういうところを総合的に考えますと、先ほど申し上げましたように、現在の国庫負担率程度の差はやむを得ないところではなからうかというふうには考えているわけでございます。

○鈴木力君 さっき私が申し上げたのをすりかえて御答弁していただいちゃ困るんです。あなたはさっき年金額が平均こう違うと言ふから、違う基礎というのは平均の給与が違ふからだと私が言ったんです。いきなり掛け金にいつてもらっちゃ迷惑です。それでしよう。給与が基準になつて年金額というのを割り出す方式なんですから、さっきから議論したように、三年間平均が一年平均になつた。いづれにしても、年金の基礎は給与でしょう。だから、そういうのを機械的に、年金の金額が違ふから違ふないからというところは議論にならない。掛け金の額にいたしましてもうさうです。私は、厚生年金については、国家公務員なりあるいはその他の公務員共済と比べてみると、確かに国のほうでめんどろを見てやらなければならぬ問題はあると思ひます。だから、いまの標準報酬ですか、これは私学なんか特にそうなんですけれども、そういう部分のある人たちに言わせれば、この方式をもって、それでも掛け金率は厚生年金がやっぱり高い、こういう面についての国の

めんどろを見ろという見方は、これは私はやる要素がたふさんあると思ひますが、きょうの審議の主題じゃありませんから、私は国家公務員の共済のあれをこうずうと見てまいりますと、やっぱり一五%、二〇%、一八%、それが、出てきた年金額その金額でこれを調整したということには、どうも納得できない。それを調整する場合に

はあらゆるデータを出してそうしていかなければいけないが、これはなかなか簡単には出ない、こう思ふんですね。やっぱり私は、こういうううな国費の分担率というううなものは一応はそれぞれの共済に一定にしておいて、その上に、たとえば厚生年金なら厚生年金といったううな、そういう、まあ国家公務員の共済と比べれば弱い部分があるわけですから、その弱い部分の補強策というのは別途やるべきだ、そういうことが国家公務員法からくる国家公務員共済組合法の趣旨に従つていくことではなからうか、こういうふうには私に思ふので申し上げたわけでありまして。

だいぶ時間がたちましたのでこれでやめますけれども、全体に私は次長さんに最後に御要望申し上げておきたいのは、次長さんは、主計局の立場がどうも少しあるもんだから、なるべく出さないようにといふことのほうが先にどうも来ているように見えますけれども、やっぱり私も、共済制度とか恩給制度とかですね、退職後の生活といふことをこう見てみますと、もう少し愛情のある、どの道を見ていけばもう少し有利な生活をさせることができるか、そういう立場からこの共済制度の運用をせむひとつしていただきたい。これは私の言い過ぎかもしれないし、勘ぐりかもしれないけれども、御答弁いただいた限りにおいては、どうもその主計局長のほうから先に来て、共済の責任者といふのがそのあとに來てゐるみたいなんです。これは、きさまの邪推だと言われればすぐにも取り消しますけれども、そういう印象をどうも私は受けたんです。共済の組合員の立場に立つた、しかもさっきの運審で伺つたううなふうに、やっぱり大衆といふんですか、受給者を

もう少し信頼した立場から共同責任という形に運営を持っていく、それが私は共済のよくなつていく基本的な理念だと、こう思ふんです。そういう立場に立つて、ひとつこの運用なり今後やっていっていただきたい、そういう御要望を申し上げて、私は質問を終わります。

○宮崎正義君 私はすつたままやりますから、どうぞおすわりのままでけっこうです。

今回の改正の八十八条の三、これで遺族年金の扶養加給制度が創設されるということですが、この第八十八条の三の条文を読んでみますと、「前二条の場合において、遺族年金を受ける者が次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した金額に、当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の額とする」と。「一 当該遺族年金を受ける者が妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がいる場合、その子一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)」、「二」として「当該遺族年金を受ける者が子であり、かつ、二人以上いる場合、その子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)」、このようにございまして、この額、年金の額ですね、その受給金ですね、この根拠は、どこから根拠をつくつたのか、この説明を願ひたい。

○政府委員(辻敏一君) ただいま御指摘のございました遺族年金の扶養加算の額、九千六百円あるいは四千八百円の額は、厚生年金になつたものでございまして。

○宮崎正義君 これは恩給法の関係はないんですか。厚生年金だけですか。

○政府委員(辻敏一君) ただいまお答え申し上げましたように、九千六百円なり四千八百円なりの額は、厚生年金の制度にならないうして、厚生年金の加給額と同額にいたしたわけでございます。

○宮崎正義君 恩給法の改正のことについては、そのものについては考えていないわけですか。恩給法の改正で公務員による扶養加給が九千六百円から一万二千円になる、こういうううな関係と

○宮崎正義君 厚生年金による老齢年金算出といういまの方法ですが、この限度は今度はどういふふうになるんですか。親切に説明してください。

○政府委員(辻敏一君) 三十二万一千六百円の計算の根拠を御説明申し上げますと、厚生年金のいわゆる定額分に当たるもので、これが一千円掛ける二百四十、まあ二十年分でございます。それから二万円、これが最低の標準報酬でございますが、その千分の十を掛けまして、そのさらに二百四十ということになります。それから、それに對しまして、配偶者の加給でございます二万八千八百円を足します。それから扶養家族を一・五人とゆう想定でいたしておりますので、子供の九千六百円の分はその半額、二分の一という計算をいたしております。それを全部足してまいりますと、三十二万一千六百円ということになります。

○宮崎正義君 通算退職年金の額の算定方式というのはどれだけ違いますか、今回の改正で……。

○政府委員(辻敏一君) ただいま申し上げましたのは、定額保障の三十二万一千六百円でございます。それと、別途、今回いわゆる通算退職年金の算定方式に準じた方式を導入していただくことにいたしましたわけでございますが、昨年の厚生年金の改正によりまして、厚生年金の定額部分が大幅に増額をされたわけでございます。そこで、共済年金の受給者のうち一定の俸給以下の、いわゆる低額の年金者につきましては、先ほど来申し上げております受給開始年齢の差という問題は別にいたしまして、厚生年金の算定方式によって計算した額よりもかえって不利になる場合が生じてまいりました。そこで、現在、通算退職年金の計算方式、これはおおむね厚生年金の計算方式と同様であるというふうな御理解をいただければけっこうでございますが、そういう方式を導入していただくにしまして、いわば最低保障制度の一つの変形といったしまして、厚生年金より低い年金を受ける者がないように措置をさせていただくわけでございます。

○委員長(寺本広作君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、中村政男君が委員を辞任され、その補欠として藤田進君が選任されました。

○宮崎正義君 そうしますと、厚生年金のほうは、定額給付に全期間の平均標準報酬額の千分の十、それに被保険者の期間月数というものを掛けたいものということですね、これは。そしてこれは三十二万一千六百円ですか、それがこの厚生年金の三百六十カ月分ですか、これが限度になっていきますけれども、今回の場合はどういふふうになるのでしょうか、限度。加算のほうは、二十年をこえる(三十年が限度)ときについては一年について一万二千円を加算していくということ、それから組合員期間の年数がどうなっていくのか、これらについてのこともやなんかないんですか。

○政府委員(辻敏一君) その定額保障の三十二万一千六百円と、ただいま御説明申し上げましたいわゆる通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式との関係は、やや複雑なことになっております。旧法旧令の場合には、恩給に準じて三十二万一千六百円という定額保障に上げておいたわけでございます。しかし新法の場合には、新しく厚生年金と同様な方式、正確に申しますと通算年金の額の算定方式に準ずる算定方式でございますが、それで算定したものを、いわば最低保障にさしていただくということになります。すべて三十二万一千六百円を上回る額になりますので、新法につきましては三十二万一千六百円の最低保障額を廃止をさせていただいております。全部三十二万一千六百円よりは上回るからこうになります。

○宮崎正義君 それでは、なおかつ、先ほど午前中に言いました上回らないものがあつた場合には現行法を適用するんだというふうな法律ではなっていますね。そこで午前中の論議をしたわけですが、いま厚生省の人を帰しましたけれども、先ほども言いましたように、一人の人の生活というものが、いまの社会情勢からいって妥当であるか妥当でないかという点、この点をもう一度、三公社の場合もそうであります、ひっくりかえって、考え直していかなくならないんじゃないかと、こう思うわけですが、再度その点を伺っておきたいと思ふんですが。

○政府委員(辻敏一君) 共済年金の改善充実につきましては従来から努力を続けてまいってきたところでございますし、今回も恩給にいたしました三・八%を限度とする改善、さらにそのほか、算定の基礎を、三年平均を一年平均に改めますとか、あるいは、ただいま御指摘のございました通算退職年金の算定方式に準ずる算定方式を導入いたしますとか、いろいろな改善を織り込みまして、共済年金でございますと三割以上の改善をさせていただく予定にしているわけでございます。

特に低額の年金受給者につきましては、これも先ほど来御指摘のございましたように、定額保障を上げるとか、あるいは新しい最低保障の算定方式を導入するとかということをしていまして、改善に努力をしているわけでございます。そういうものも合わせまして、老後生活のよりどころとなるような年金の水準を目ざしまして、さらに今後とも努力をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

○宮崎正義君 三公社の場合、大臣のほうから。

○国務大臣(徳永正利君) 最近におきますいろいろな物価の問題、いろいろなこともございまして、また経済的に、年寄り、しかも弱い立場の者に深刻な影響をいろいろな面から与えているわけでございまして、政府としても今後いろいろそういうようなことを勘案しつつ改善の政策を、いま大蔵省の主計局長が申しましたように、努力を重ねてまいりたいと、かように考えている次第でございます。

○宮崎正義君 これで終わりにしたいと思ふますが、衆議院で恩給法の改正案が修正されてくるというふうなことは見越しをしているわけですが、

当然、共済二法もそうならば修正しなければならぬと思ふのが、そのときにはどんなふうな考えか、お伺いしておきたいと思ふます。母法である恩給法が改正されてくれば、当然この共済二法もそれに伴ってくるという形になります。この点どんなふうな受けとめておられるか、最後にその点を伺つて質問を終わりたいと思ふます。

○国務大臣(徳永正利君) 午前の御審議の際にも大蔵大臣からお話がございましたように、その点につきましては、ただいま政府部内においていろいろな角度から検討を重ねておるわけでございしますが、母法たる恩給法が改正されるということに相なりますならば、この御審議をいまわずらわしておる二法につきましても関連してくるものだと、かように考えております。

○委員長(寺本広作君) 本日の審査はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

昭和四十九年六月五日印刷

昭和四十九年六月六日発行

参議院事務局

発行者 大蔵省印刷局